

活性化情報

中小企業

かごしま

特集
テーマ

2012
第684号

6

- 中小企業のための融資・助成・補助事業
- 組合事業における独占禁止法の留意点
- 夏季の省エネルギー対策



鹿児島県中小企業団体中央会



中小企業 かごしま

平成 24 年 6 月号（活性化情報第 1 号）
CONTENTS

1 特集 1

中小企業のための融資・助成・補助事業

34 特集 2

組合事業における独占禁止法の留意点

37 特集 3

夏季の省エネルギー対策

39 特別寄稿 安心・安全を守る

家の安全を守る環境に優しいシロアリ駆除

(廣瀬産業株式会社 代表取締役 廣瀬 博宣 氏)

45 Never Give Up! 元気を出そう！がんばれ中小企業

スポーツを通じて 地域の方々の身近な存在でありたい

(株式会社中央スポーツ 代表取締役 丸山 修 氏)

48 中央会の動き
第 57 回中央会通常総会

54 中央会の動き
第 37 回青年部会通常総会
第 33 回女性部会通常総会

55 業界情報 (平成 24 年 4 月情報連絡員報告)

57 倒産概況 (平成 24 年 5 月鹿児島県内企業倒産概況)

59 中央会関連主要行事予定

中小企業のための融資・助成・補助事業

鹿児島県内の各市町の融資・助成・補助事業をご紹介します。詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置などについては、適用要件に詳細な条件が設定されている場合があります。

自治体名	ページ	自治体名	ページ	自治体名	ページ
鹿児島市	1	鹿屋市	9	枕崎市	10
出水市	11	薩摩川内市	12	阿久根市	14
伊佐市	16	指宿市	17	西之表市	17
日置市	18	曾於市	19	霧島市	20
いちき串木野市	22	南さつま市	23	志布志市	26
奄美市	26	垂水市	30	南九州市	31
姶良市	31	さつま町	33		

上記以外の町村に関しては、役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。

※ 鹿児島県に関する融資・助成・補助事業については、下記ホームページでご参照下さい。

商工業関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>

企業立地関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kigyo/index.html>

●鹿児島市

●鹿児島市中小企業融資制度

鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者(創業支援資金を除く)に対して、経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けていますので、ご利用ください。

主な申込要件

- ① 納期の到来している市税を完納していること
- ② 経営内容及び資金の用途が明確で、償還が確実と認められること
- ③ 許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がなされていること
- ④ 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

※ 銀行取引停止処分や保証協会の延滞・求償権のある人は申込みできません。

(平成 24 年4月1日現在)

◇融資利率については、金融情勢により変動することがありますので、あらかじめお問い合わせください。

◇信用保証協会の保証料(表内の保証料補助)に対しては、市が補助しています。

◇各表内の注記については7ページに説明があります。

融資の対象にならない主な業種

農業、漁業、金融・保険業(損害保険代理業、生命保険代理店などを除く)
バー、スナックなどの風俗営業(食事の提供を主目的とする飲食業を除く)

■産業振興資金

利用者	事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方	
資金用途	運転資金・設備資金	
融資金額	3,000万円以内	
融資期間	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含)	
償還方法	元金均等による月賦償還	
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 1年超3年以内 3年超7年以内 7年超	年 1.9% 年 2.1% 年 2.4% 年 2.5%
信用保証料率(注 11)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%	
保証料補助	1／2(注 12)	
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 13)	
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合	

■短期事業資金

利用者	短期の運転資金が必要な方	
資金用途	運転資金	
融資金額	600万円以内 組合 1,000万円以内	
融資期間	1年以内	
償還方法	一括又は分割償還	
融資利率	1年以内	年 1.9%
信用保証料率(注 11)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%	
保証料補助	1／2(注 12)	
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 13)	
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合	

■特別小口資金(責任共有対象外)

利用者	同一事業を1年以上経営している小規模企業者(注 1) 市県民税に所得割が課されている方 申込みのとき、保証協会の保証残高のない方(注 2)	
資金用途	運転資金・設備資金	
融資金額	1,250万円以内	
融資期間	7年以内(1年据置含)	
償還方法	元金均等による月賦償還	
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内	年 1.90% 年 2.05% 年 2.25%

	5年超 年 2.35%
信用保証料率(注 11)	無担保:年 0.65%
保証料補助	3／5
連帯保証人	不要
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■小規模企業支援資金(責任共有対象外)

利用者	中小企業信用保険法第2条第2項に規定する小規模企業者(注 1)	
資金使途	運転資金・設備資金	
融資金額	1,250 万円以内 (ただし、既存の保証残高との合計の範囲内とする)	
融資期間	7年以内(1年据置含)	
償還方法	元金均等による月賦償還	
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超	年 1.90% 年 2.05% 年 2.25% 年 2.35%
信用保証料率(注 11)	有担保:年 0.4%～2.1% 無担保:年 0.5%～2.2%	
保証料補助	3／5	
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 13)	
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合	

■経営安定化資金(特定中小企業者)(1～6号:責任共有対象外)

利用者	中小企業信用保険法第2条第4項第1号～8号に規定する特定中小企業者 (国のセーフティネット保証制度に対応)(注 3)	
資金使途	運転資金・設備資金	
融資金額	3,000 万円以内	
融資期間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10 年以内(2年据置含)	
償還方法	元金均等による月賦償還	
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内 7年超	年 1.9% 年 2.0% 年 2.1% 年 2.3% 年 2.4%
信用保証料率(注 11)	1～6号:年 0.87% 7～8号:年 0.80%	
保証料補助	4／5	
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 13)	
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合	

■経営安定化資金(東日本大震災関連特別対策)(責任共有対象外)(注 4)

利用者	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 128 条第1項第2号に規定する中小企業者(国の東日本大震災復興緊急保証制度に 対応)(注 5)
-----	--

資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000 万円以内
融資期間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.9% 1年超3年以内 年 2.0% 3年超5年以内 年 2.1% 5年超7年以内 年 2.3% 7年超 年 2.4%
信用保証料率(注 11)	年 0.80%
保証料補助	4／5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 13)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■経営安定化資金(経済環境変化等)

利用者	経済環境の変化等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認め方(注 6)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000 万円以内
融資期間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.9% 1年超3年以内 年 2.0% 3年超5年以内 年 2.1% 5年超7年以内 年 2.3% 7年超 年 2.4%
信用保証料率(注 11)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%
保証料補助	4／5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 13)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■環境配慮促進資金

利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001 の認証取得に資金が必要な方 ・ 低公害車(ハイブリッド、電気、天然ガス自動車)を購入する方 ・ 新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方 ・ ISO14001、エコアクション 21、KES、市環境管理事業所の認証等を取得している方で、事業資金が必要な方
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000 万円以内
融資期間	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.90% 1年超3年以内 年 2.05% 3年超5年以内 年 2.25%

	5年超7年以内 年 2.35%
	7年超 年 2.45%
信用保証料率(注 11)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%
保証料補助	4／5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 13)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・商工組合中央金庫

■災害対策資金

利用者	・火災や風水害などの災害を受けた方 ・桜島降灰のため、経営に影響を受けている方で、特に市長が認める方(注 7)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,500 万円以内
融資期間	運転7年以内(2年据置含) 設備 10 年以内(3年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.9% 1年超3年以内 年 2.0% 3年超5年以内 年 2.1% 5年超7年以内 年 2.3% 7年超 年 2.4%
信用保証料率(注 11)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%
保証料補助	全額
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 13)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・商工組合中央金庫

■創業支援資金

利用者	市内で新たに事業を開始する方(事業実績のない方や事業実績が 6 月末満の方も対象)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,000 万円以内(うち運転資金は 700 万円以内)ただし必要額の 80%以内(注 8)
融資期間	運転7年以内(1年据置含) 設備 10 年以内(1年6月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.90% 1年超3年以内 年 2.05% 3年超5年以内 年 2.25% 5年超7年以内 年 2.35% 7年超 年 2.45% (注 9)
信用保証料率(注 11)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%
保証料補助	2／3
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 13)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■新事業展開支援資金

利用者	同一事業を1年以上営んでいる方で、次の①～③のいずれかに該当する方 ①事業転換や多角化をするための資金が必要な方 ②市内において新規雇用を伴う事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行うために資金が必要な方(注 10) ③「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者で、販路拡大や商品開発等に資金が必要な方(入賞年度を含め5年度以内の方が対象)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	(転業・多角化)1,200 万円以内 (事業拡大・新特産品コンクール)3,000 万円以内
融資期間	運転7年以内(1年据置含) 設備 10 年以内(1年6月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.90% 1年超3年以内 年 2.05% 3年超5年以内 年 2.25% 5年超7年以内 年 2.35% 7年超 年 2.45%
信用保証料率(注 11)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%
保証料補助	多角化・事業拡大等:2／3 新特産品コンクール:4／5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 13)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■大島紬緊急救済対策資金

利用者	売上不振等から不況に陥っている大島紬関係の法に基づく組合とその組合員
資金使途	運転資金
融資金額	組合 5,000 万円以内 組合員 2,000 万円以内
融資期間	3年以内(1年据置含)
償還方法	一括又は分割償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.9% (売上減) (年 1.65%) 1年超 年 2.1%
信用保証料率	信用保証協会の保証を必要としない
連帯保証人	原則として1人以上
取扱金融機関	商工組合中央金庫

■協同組合等活性化資金

利用者	従業員福利厚生対策及び商店街活性化対策などを行う、法に基づく組合とその組合員
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	組合 6,000 万円以内 組合員 3,000 万円以内 事業実績が6月未満の組合 2,000 万円以内 組合員 1,000 万円以内
融資期間	運転7年以内(1年据置含) 設備 10 年以内(1年6月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率	1年以内 年 1.9%

(融資期間に応じて)	1年超3年以内 年 2.1% 3年超7年以内 年 2.4% 7年超 年 2.5%
信用保証料率	信用保証協会の保証を必要としない
連帯保証人	原則として1人以上
取扱金融機関	商工組合中央金庫

(注1) 小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の事業者です。

(注2) 残高の完済を条件に融資を申し込むことができます。

(注3) 大型倒産や取引金融規制の経営合理化等により経営の安定に支障を生じているなどの要件を満たし、市長の認定を受けたもの。

(注4) 平成25年3月31日までに融資が実行されたものに限る。

(注5) 東日本大震災の影響により売上が減少し、経営の安定に支障を生じているなどの要件を満たし、市長の認定を受けたもの。

(注6) 経済環境変化等の申込みには、市長の認定を要します。

(注7) 桜島地域に事業所がある方に限ります。また、申込みには、市長の認定を要します。

(注8) 開業業種に係る事業従事経験が3年未満の方の融資金額は自己資金と同額以内となります。

(ただし、法律に基づく資格や特許等をいかして事業を開始する方の融資金額は、必要額の80%以内です。)

(注9) 創業支援資金の融資を受ける方に対しては、当初12か月以内の支払利子相当額を補助します。

(上限30万円。平成25年3月31日までに融資が実行されたものに限る。)

(注10) 移転、増設等は対象となりません。

(注11) 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる事業者、ISO14001及びエコアクション21の認証企業等は、年0.1%の割引があります。

(注12) 保証料率が年1.25%以上の場合は、年0.6%で算出した保証料相当額を補助します。

(注13) 鹿児島県信用保証協会の定める取扱いとします。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 産業支援課 金融係 TEL099-216-1324(直通) FAX099-216-1303

■地域密着店連携支援モデル事業補助金

鹿児島市では、近隣で商業・サービス業を営む店舗同士が連携し、各店舗が持つ強みを生かして、地域の消費者に生活提案等を一体的に行う取組みに対し、経費の一部を助成します。

- ◆補助対象事業 店舗同士が連携し、各店舗が持つ技能や商品知識などを生かして、地域の消費者に対し、生活提案や商品付加価値の提供などを一体的に行う事業。
- ◆補助対象者 近隣で商業・サービス業を営む市内の中小企業者など3店舗以上からなるグループ
- ◆補助対象経費 広告宣伝費、印刷製本費、会場借上げ経費など
- ◆補助率 補助対象経費の1／2（20万円を限度）
- ◆昨年度実施例

〈例1〉お仕事体験 in 西田本通り

夏休み期間中に、小学生親子を対象に、通り会内の店舗のお仕事を体験してもらうことにより、お店の特徴を知ってもらうとともにお店と参加者の交流が図られた。

〈例2〉いい店巡り～草牟田再発見～

町内会が設置した草牟田遺産と商店街の個店を巡ることで、地域住民の方に、身近にある地元のお店の特色・特徴を再認識していただけ、好評だった。

■元気の出る中小企業支援事業(講師派遣制度)

鹿児島市では、共同事業等の研究会や個店の経営に必要な知識・情報を習得するための研修会などを自主的に実施する商店街や事業協同組合、中小企業者で組織するグループに対し、専門のアドバイザーを派遣します。

- ◆アドバイザーの派遣回数 1団体につき1年度5回以内

◆市が負担する経費

①講師への謝金

- ・県外の講師を派遣する場合：1回当たり10万円を限度とします。
- ただし、2回目以降については県内講師と同様に2万4千円を限度とします。
- ・県内の講師を派遣する場合：1回当たり2万4千円を限度とします。

②講師の旅費

- ・実費（市の旅費に関する規定に基づき、予算の範囲内で支出します。）

◆講師について

- ・商店街活性化、再開発、イベント、情報化、パソコン、接遇、個店の経営改善など、商店街や事業協同組合等の皆さんのが希望する分野（ただし、実施団体の活性化に役立つテーマ）の講師を選ぶことが可能です。
- ・予算額を超える謝金の講師派遣を希望する場合は、超過分を実施団体で負担していただることになります。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 産業支援課 商業サービス業係 TEL099-216-1322(直通) FAX099-216-1303

■鹿児島市企業立地促進補助金

市外企業の誘致や地元企業の増設等による企業の立地を促進し、本市産業の振興と雇用の拡大を図ります。

要 件	内 容
<p>(1) 製造業</p> <ul style="list-style-type: none">・工業地域等での立地① 新規雇用者が11人以上 ② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上 <p>(2) 情報通信関連業・研究開発型企業など</p> <ul style="list-style-type: none">① 新規雇用者 6人以上 ② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上 <p>(3) コールセンター・事務処理センター</p> <ul style="list-style-type: none">① 新規雇用者が30人以上 (※中心市街地に立地する場合は11人以上) (1)～(3)の共通要件<ul style="list-style-type: none">・事業用の新たな用地を取得又は賃借した後3年以内に操業を開始すること・市との立地協定を締結し協定に定める事項を履行すること	<p>(1) 製造業</p> <ul style="list-style-type: none">① 限度額 6,000万円<ul style="list-style-type: none">・新規雇用者×30万円／人(障害者60万円)・設備投資額×2%・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%② 限度額 6億円<ul style="list-style-type: none">・設備投資額×6%・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% <p>(2) 情報通信関連業・研究開発型企業など</p> <ul style="list-style-type: none">① 限度額 6,000万円<ul style="list-style-type: none">・新規雇用者×30万円／人(障害者60万円)・設備投資額×2%・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%・オフィス賃借料×50%② 限度額 3億円<ul style="list-style-type: none">・設備投資額×6%・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% <p>(3) コールセンター・事務処理センター</p> <ul style="list-style-type: none">① 限度額 3億円<ul style="list-style-type: none">・新規雇用者×30万円／人(障害者60万円)・設備投資額×2%・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%・オフィス賃借料×50%・通信回線使用料×50% <p>※このほか、水源確保のための工事費・研修費・企業内託児所運営費等に対する補助もあり。</p>

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 産業創出課 TEL099-216-1314

● 鹿屋市

■鹿屋市中小企業資金利子補給金

目的	市内商工業者の経営の安定を図るために、鹿屋市中小企業資金利子補給金の対象資金の融資を受けた中小企業者に対し、借入資金の利子の一部を補給する。
対象者の要件	<ul style="list-style-type: none">・市内に住所又は事業所を有していること・鹿屋商工会議所、かのや市商工会又は吾平町商工会の経営指導を受け、かつ、市税を完納しているもの
対象資金	<ul style="list-style-type: none">・鹿児島県中小企業制度資金・株式会社日本政策金融公庫制度資金 (普通貸付、経営改善貸付及びセーフティネット貸付に限る)・商工貯蓄共済制度資金 (積立金の範囲内の資金は、除く)
利子補給期間	融資実行日から3年間以内
利子補給金額	返済利率のうち 1.0% 分に相当する額
限度額	1事業所あたり 30 万円
手続き方法	商工会議所又は商工会へ届出書及び交付申請書を提出して下さい。

■鹿屋市空き店舗活用促進事業補助金

目的	新たに創業を目指す者の新規開業及び魅力ある専門店等の出店を行う者に対し、鹿屋市空き店舗活用促進事業補助金を交付し、鹿屋市の商店街活性化を支援します。	
対象者	<ul style="list-style-type: none">・商店街等(鹿屋市商店街連合会加盟の商店街・通り会及びその他地域商店街の活性化に取り組む団体)・商工会(かのや市商工会及び吾平町商工会)・商店街等及び商工会の同意を受けた個人等・社会福祉法人・特定非営利活動法人	
対象事業	<ul style="list-style-type: none">・空き店舗を新たな事業の実施の拠点又は不足業種補完のための活動の拠点として活用する事業	
対象としない事業	<ul style="list-style-type: none">・鹿屋市内で移転する事業・仮店舗として出店する事業・倉庫及び事務所として活用する事業・夜間のみの営業店舗事業・政治活動又は宗教活動に関する事業・公序良俗に反する事業	
対象経費及び 補助金額	店舗改装費	対象経費の2／3以内とし、500,000 円を上限とする。
	空き店舗の家賃等(来客用駐車場代を含み、敷金及び礼金は除く。)	対象経費の1／2以内とし、月額 50,000 円を上限とする。
	誘致宣伝広告費	対象経費の2／3以内とし、300,000 円を上限とする。
申込先	鹿屋市商工振興課	

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿屋市役所 商工観光部 商工振興課 TEL 0994-31-1164 (直通)

● 枕崎市

■企業誘致促進補助金制度

企業誘致促進補助金の交付を受けるには、枕崎市工業団地分譲基準を満たし、なおかつ次の条件を満たす必要があります。

1. 新規地元雇用者を 11 人以上雇用する必要があります

事業所の新設及び増設に伴って増加する新規地元雇用者数が 11 人以上必要です。(ただし、ソフトウェア業・研究開発施設については 6 人以上。また、4年制大学・総合保養地域整備法に基づく特定民間施設の事業の用に供する施設については、30 人以上)

2. 設備投資額について

一定額以上の設備投資が必要です。設備投資額については、業種ごとに必要額が定めてあります。

3. 補助金額

新規地元雇用者数×30 万円 + 設備投資額×2／100(2千万円限度)を補助いたします。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

枕崎市役所 企画調整課 企画調整係 TEL 0993-72-1111(内線 226)

■枕崎市中小企業振興資金融資制度

対象者	市内に住所を有し、原則として同一業種の事業を引き続き6月以上経営している中小企業者であること。 融資の申込みのときまでに納期の到来している市税及び国民健康保険税を完納していること。		
資金の使途	運転資金及び設備資金		
融資額	1企業あたり 600 万円以内	融資期間	5年以内
融資利率	<ul style="list-style-type: none">融資期間が1年以内の融資:年 1.9%以内融資期間が1年を超えて3年以内の融資:年 2.1%以内融資期間が3年を超えて5年以内の融資:年 2.4%以内		
償還方法	一括又は分割返済		
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要(ただし、特に必要と認める場合においては、保証協会が認める者の中から立てる場合があります。)		

■枕崎市中小企業借入金信用保証料補助

対象者	本市に1年以上居住し、現に事業を営む者で鹿児島県信用保証協会が保証する枕崎市中小企業振興資金を借り入れた者。
補助率	信用保証料の3分の1以内
補助期間	資金の借入れを受けた月から5年以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

枕崎市役所 水産商工課 商工振興係 TEL 0993-72-1111(内線 421)

● 出水市

<融資制度>

■出水市中小企業振興資金融資制度

目的	市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、市内中小企業の振興を図ること
融資対象者	1 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第2条第1項第1号、第1号の2 又は第3号のいずれかに該当する者 2 融資あっせん申込みのときに、同一事業を市内で引き続き6箇月以上経営している中小企業者で次のいずれかに該当し、納期の到来している市税を完納していること。 (1) 個人は、住民基本台帳により本市の住民基本台帳に記載されていること。 (2) 会社は、出水市税条例第 36 条の2第8項の規定により、市長に申告していること。
対象用途	運転資金、設備資金
融資金額	小口資金…500 万円以内 経営安定特別資金…3,000 万円以内
融資期間	小口資金…5 年以内 経営安定特別資金…10 年以内 (いずれも1年以内の措置期間を含む)
融資利率	2.6%
保証人等	保証機関の定めるところによる。 鹿児島県信用保証協会の信用保証付
取扱金融機関	鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、南日本銀行、熊本ファミリー銀行、鹿児島興業信用組合の市内各支店
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

<助成制度>

■出水市中小企業対策資金利子補給金

概要	中小企業の振興を図るため、出水市中小企業振興資金を借り入れた者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する
利子補給率	1.2%
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

■出水市中小企業借入金信用保証料補給金

概要	中小企業の育成強化を図るため、資金を借り入れたものに対し、予算の範囲内において保証料補給金を交付する
保証料補給率	1 出水市中小企業振興資金 保証料の1／2以内を補給する(100 円未満切り捨て)。 2 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に基づく中小企業振興資金 保証料の1／6以内を補給する(100 円未満切り捨て)。
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

出水市役所 商工労政課 TEL 0996-63-2111(内線 337)

● 薩摩川内市

■薩摩川内市中小企業対策利子補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (中小企業振興資金、小規模企業活力応援資金、特別小口資金、地球温暖化対策資金、かごしま産業おこし資金、観光かごしまよかとこ資金) 日本政策金融公庫 (普通貸付、小規模事業者経営改善資金、新創業融資制度)
補助対象者	川内商工会議所又は薩摩川内市商工会の斡旋(あっせん)により上記制度融資を受けた中小企業者など(※市税を滞納していないことが条件です。)
交付期間	融資決定日の属する月の翌月から起算して3年を限度
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり1,000万円以内
補助率	100%(平成24年12月末融資実行分まで)
申込先	川内商工会議所又は薩摩川内市商工会

■薩摩川内市緊急保証制度保証料補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (セーフティネット対応資金など) 各金融機関の事業者向け融資資金
補助対象者	次のいずれにも該当することが必要です。 <ul style="list-style-type: none">・中小企業信用保険法に基づき、薩摩川内市長が「特定中小企業者」に認定した中小事業者であること・平成25年3月31日までに決定(実行)された融資資金であること・薩摩川内市中小企業対策利子補助金に関する手続きをとっていない融資であること・市税を滞納していないこと
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり500万円以内
補助率	100%(ただし100円未満は切り捨て。平成25年3月末日融資決定(実行)分まで)
申込先	薩摩川内市商工振興課

■薩摩川内市中小企業元気づくり補助金

市内で事業を営んでいる中小企業の方々の社員研修、製品宣伝活動、研究開発、知的財産権に関する申請などの経費について、その負担軽減と経営の安定化を図るために、「中小企業元気づくり補助金」制度を設けています。

経費の種類	該当するものなど	補助率	補助金額
社員研修経費	ポリテクカレッジ川内、川内技術開発センター、中小企業大学校人吉校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に要する経費 (旅費・研修負担金)で、当該中小企業者が支払ったもの	補助対象経費の1/2以内	10万円以内

製品宣伝活動経費	見本市や展示会出展のブース代、機材のレンタル費用、出展に関するパンフレットの作成などに要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの（※販売を伴うものは除きます。）	補助対象経費の1／2以内	30万円以内
研究開発経費	大学などと共同での研究開発に要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの		50万円以内
知的財産権申請経費	特許、実用新案、意匠、商標など知的財産権に関する申請に要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの		70万円以内

補助金額は、いずれも1事業者・1年度あたりの限度額です。

補助金は、いずれも100円未満切り捨て。

○補助対象の要件

次のいずれにも該当していることが条件です。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する事業者で、薩摩川内市内において生産・開発をおこなっている事業所であること
- (2) 国・県の補助制度を利用しないものであること
- (3) 市税を滞納していないこと

■農商工連携チャレンジ起業支援補助金

薩摩川内市内で事業を営む雇用保険適用事業の方が、市内で生産された農林水産物を使って加工品を製造・販売するために新たに従業員を雇用した場合、その人件費や施設整備費用の一部を補助する制度を設けています。

補助対象の種類	該当する経費の内容	補助率など	補助金額
創業支援分	地域再生中小企業創業助成金及び地域求職者雇用奨励金の事業計画で、労働局に認定された設備経費・人件費	施設整備経費の1／2	限度額200万円
新製品開発支援分	新製品開発に伴う新規雇用者の人件費	新規雇用者1人あたり30万円	限度額300万円

※補助金額は、いずれも1事業者・1年度あたりの限度額です。

※補助金は、いずれも100円未満切り捨て。

■創業・チャレンジ支援補助金

新たに起業される方や事業の拡大を希望する中小企業者の方々向けに、鹿児島県中小企業融資制度の融資資金の一部について、その利子及び保証料の一部を補助する制度を設けています。

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金(創業支援資金、新事業チャレンジ資金、商店街活性化資金)
補助対象者	次のいずれかに該当する、市内で事業を営んでいる方で、川内商工会議所又は薩摩川内市商工会から推薦された方(市税を滞納していないことが条件です)

	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ・新たに起業する方
補助対象融資額、交付期間、補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・利子相当額に対する補助金…補助対象融資額／1企業あたり1,000万円以内、交付期間／融資実行日の翌月から起算して3年を限度、補助金額／交付期間中の毎年1～12月に金融機関に支払った利子相当額 ・保証料相当額に対する補助金…補助対象融資額／1企業あたり500万円以内、交付期間／融資実行日から起算して最初の12月31日まで、補助金額／交付期間中に支払った初年度の信用保証料相当額
補助率	100% (ただし、100円未満は切り捨て。平成24年12月末日融資決定(実行)分まで)
申込先	川内商工会議所又は薩摩川内市商工会

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

薩摩川内市役所 商工観光部 商工振興課 TEL 0996-23-5111(内線4321)

● 阿久根市

<中小企業振興に関する融資・助成制度>

■阿久根市中小企業振興資金

【融資対象者】

次の(1)、(2)いずれの要件にも該当する方です。

- (1)市内に住所又は事業所を有し、融資あつせん申込時において同一事業を引き続き6か月以上経営している中小企業者であること。
- (2)融資あつせん申込時までに、納期の到来している市税等を完納していること。

【融資申込先】

阿久根商工会議所 (電話 0996-72-1185)

(平成24年4月1日現在)

資金の種類 (用途)	融資 限度額	貸付利率	期間 (うち据置期間)	保証人等	
季節資金 (運転資金)	100万円	2.90%	90日以内	原則として2人以上	
小口資金 (運転資金) (設備資金)	※ 1,000万円	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内	2.90% 3.10% 3.40% 3.60%	※ 7年以内 (1年以内)	原則として 個人不要 法人・代表者のみ 鹿児島県信用保証協会 の信用保証付
地場産業振興資金 (設備資金)	2,000万円	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内 7年超10年以内	2.90% 3.10% 3.40% 3.60% 4.00%	10年以内 (1年以内)	

※印については、平成21年1月1日から平成24年12月31日までの特例措置です。(本来は融資限度額が500万円、期間が5年)

■阿久根市中小企業振興資金利子補助金

補助対象経費	利子補助率	補助額
阿久根市中小企業振興資金(季節資金を除く)の融資を受けた金融機関に毎年1月1日から12月31日までに支払った当該融資に係る利子	2% ÷ 上記貸付利率	補助対象経費 × 利子補助率 ※100円未満切り捨て

■阿久根市中小企業借入金信用保証料補助金

補助対象経費	補助額
鹿児島県信用保証協会の保証する次に掲げる資金の融資に係る保証料	○(1)の場合、融資を受けた日から1年以内の保証料の全額及び2年目から融資期間満了までの保証料の25%以内の額
(1) 阿久根市中小企業振興資金(季節資金を除く)	○(2)の場合、融資を受けた日から融資期間満了までの保証料の25%以内の額
(2) 鹿児島県中小企業振興資金のうち次に定める金額以下の資金	※(1)、(2)ともに100円未満切り捨て
ア. 運転資金 1,000万円	
イ. 設備資金 2,000万円	

<企業立地に関する優遇制度>

■阿久根市企業立地促進補助金

工場等を設置する企業に対し、用地取得費等の一部を助成します。(市との事前協議が必要です。)

対象業種	適用要件 (注1)	補助額の算定方法	限度額
製造業 及び ソフト産業	設備投資額 特になし 雇用増 5人超	・用地取得費×25%(注2) ・ソフト産業 専用回線使用料×25% ・〃 土地・工場賃借料×25% +10万円×増加雇用者数	用地取得補助 2,500万円 ソフト産業施設補助 2,500万円 雇用促進補助 500万円 ※設備投資額の10%以内

注1) 製造業は用地取得後3年以内に操業開始することが要件。ソフト産業は営業開始から3年以内が補助期間となります。

注2) 指定地。認定地は、20／100となります。

■条例に基づく固定資産税の課税免除・不均一課税等

製造業等の用に供する生産等設備を新設又は増設した場合、固定資産税を減免します。

対象業種	税の種類 (注1)	地域指定	措置の種類 (注2)	適用要件
製造業、旅館業 ソフトウェア業	固定資産税	過疎地域	課税免除	設備等の取得価額 2,500万円超
製造業 道路貨物運送業 こん包業、卸売業	固定資産税	原子力発電 施設等立地 地域	不均一課税	設備等の取得価額 2,700万円超 雇用増 15人超 (製造業を除く)

注1) 固定資産税の減免の適用が受けられる場合、県税(事業税及び不動産取得税)においても同様の措置が適用されます。

注2) 課税免除及び不均一課税(税率軽減)は、いずれも3年間です。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

阿久根市役所 水産商工観光課 TEL 0996-73-1211(内線 1112)

● 伊佐市

■伊佐市商工振興資金利子補給補助金

概要	市内商工業の振興を図るため、商工業者がその事業に必要な資金を伊佐市商工会及び各生活衛生同業組合(経営特別指導員を有する組合に限る)を通じて、金融機関から借り入れた商工業振興資金に対して補助する利子補給に係る補助金である。借入初年度に限り、その利子の一部を補助する。
対象制度資金	補助金の対象となる資金の種類は下記のとおり (1) 鹿児島県制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金 (3) 商工貯蓄共済制度資金
資金使途	設備・運転資金
補助率	補助対象事業額(借入額)の2.0%以内
助成額	補助対象事業額(借入金)に上記補助率を乗じて得た額。ただし、限度額は年度内1事業者当たり上限30万円とする。
補助対象	(1) 市内に6か月以上継続して住所及び事業所を有していること。 (2) 商工会等の会員であること。 (3) 商工会等の金融斡旋に基づく資金の借入であること。 (4) 市民税・固定資産税等の滞納がないこと。 (5) 上記概要に趣旨が一致していること。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

伊佐市役所 地域振興課 商工観光係 TEL 0995-23-1311(内線 1252)



● 指宿市

■指宿市商工業制度資金利子補給助成金

概要	市内に住所及び事業所を有する中小企業者で、商工会議所及び商工会の会員が、商工会議所等を通じて制度資金を利用した場合に対して助成するものとする。ただし、市税等の滞納がない者とする。
対象制度資金	助成の対象となる制度資金は次のとおりとする。但し、借入期間が1年未満のものは除く。 (1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金(教育貸付及び恩給担保貸付資金は除く) (3) 商工貯蓄共済融資制度資金(積立金の範囲内の資金は除く)
助成金の交付制限等	助成金は単年度限り。毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対して交付するものとする。
助成率	当該期間に融資を受けた総額の1%以内(ただし、借入利率が助成率を下回る場合はその率)とし、1事業者への助成額は、20万円を限度とする。 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

指宿市役所 産業振興部 商工水産課（商工運輸係）TEL 0993-22-2111（内線312）

● 西之表市

■中小企業振興資金融資

目的	西之表市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、中小企業の振興を図る。
融資対象者	市内に6か月以上住所・事業所を有し、引き続き6か月以上経営している中小企業者
申込先	西之表市商工会
融資金額・期間	融資金額 500万円 融資期間 5年以内(1年以内の据置期間含む)

■中小企業振興資金信用保証料補助金

目的	中小企業振興資金を借り入れた者に対し予算の範囲内において、中小企業の振興資金信用保証料補助金を交付し中小企業の育成強化振興を図る。
融資対象者	市内に6か月以上居住し現に企業を経営しているもので、西之表市及び鹿児島県中小企業振興資金の融資を受け、鹿児島県信用保証協会の保証を受けている者。
申請条件	・ 金融機関の証明書 ・ 交付申請日 毎年3月(ただし年度途中申請あり) ・ 融資を受けた日から1年以内
補助金交付申請	交付申請書を西之表市長に提出をする。
補助金額	西之表市中小企業振興資金 保証料の40%以内 鹿児島県中小企業振興資金 保証料の20%以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

西之表市役所 経済観光課 商工政策係 TEL 0997-22-1111(内線271)

● 日置市

■商工業制度資金等利子補給補助金

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住の商工業者 市外の事業者については、市内に事業所を有し、日置市商工会に加入している商工業者
1.資金名	<p>商工会を通じて借り入れた各種制度資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 県信用保証協会を通じての県制度資金 日本政策金融公庫の普通貸付、経営改善貸付資金、環境衛生貸付資金 鹿児島県商工会連合会の制度資金としての商工貯蓄共済貸付制度等
2.資金種別	<p>設備資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内において店舗改裝又は機械備品の購入等(屋号なき車両を除く)事業経営に必要な設備投資(造成費を含む)を行うため借り入れた資金。(ただし、用地費及び住居部分についての借り入れは、対象としない) <p>運転資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内において事業を行うための資金で、借替にあたる資金は対象としない。
借入額返済期間	<ul style="list-style-type: none"> 借上額が上記 1.2.に掲げる区分ごとに1件につき 100 万円以上で、かつ返済期間が 36 月以上
補助率及び補助対象限度額	<p>融資利率を上限とし、</p> <p>設備投資が借入額の 2%以内</p> <p>運転資金が借入額の 1.5%以内</p> <p>補助対象限度額は、</p> <p>設備投資が 2,500 万円</p> <p>運転資金が 2,000 万円</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関が発行する借入金明細証明書 委任状 設備投資の実施を確認できる書類(事業が完了している場合にあっては、写真及び領収書の写し。事業の完了していないものにあっては、契約書等の写し) <p>※設備投資資金のみ</p>
提出先	日置市商工会

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

日置市役所 総務企画部 商工観光課 TEL 099-273-2111

● 曽於市

■曾於市商工会員の設備投資に対する利子補給補助金

目的	曾於市商工会員が市内での購買意欲向上を図るため、施設設備の新設及び改造に要した借入金の償還利子の一部を補助することにより、本市商業の発展を期することを目的とする。
補助対象とする 施設設備	(1)店舗の新築及び増改築 (2)営業用貨物自動車(軽貨物及びライトバンを含む。)の購入。ただし、営業用である旨の表示をしたものに限る。 (3)陳列ケース等販売対策設備の購入及び改造
補助資格	(1)販売対策に意欲のあること。 (2)本市に住所を有していること。 (3)曾於市商工会に加入し、かつ、商工会を通じて借り入れていること。 (4)営業所得が総所得の50%を超えていていること。 (5)税の滞納がないこと。
補助金額	(1)補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息の50%とし、3か年に分けて補助する。 (2)前項に規定する補助金の額は、1商工会員当たり1件100万円を限度とする。 (3)第1項に規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする。

■曾於市商工会員の経営改善資金に対する利子補給補助金

目的	曾於市商工会員が、経営の安定及び向上を図るための経営改善に要した借入金の償還利子の一部を補助することにより、商工業の発展を期する。
補助対象	経営改善のために要した借入金とする。
借入資格	(1)経営の安定及び経営改善に意欲があること。 (2)本市に住所を有していること。 (3)曾於市商工会に加入し、かつ商工会を通じて借り入れていること。 (4)営業所得が、総所得の50%を超えていていること。 (5)税の滞納がないこと。
補助金額	(1)補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息とし、3年に分けて補助する。 (2)規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

曾於市役所 経済課 TEL 0986-76-8808

● 霧島市

■霧島市商工業資金利子補給補助金

目的	市内商工業者の育成及び商工業の振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図るため、制度資金の借入者に対して、規則に定めるところにより利子補給補助金を交付します。
補助対象となる制度資金	市内の商工業者で、霧島商工会議所、霧島市商工会に加入し、かつ、市税を完納している会員が、商工会議所又は商工会を通じて利用した次に掲げる制度資金とします。 <ol style="list-style-type: none">1. 鹿児島県制度資金2. 日本政策金融公庫3. 商工貯蓄共済制度資金 <p>※但し、前項に掲げる制度資金のうち、次に該当する資金は対象としません。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 借入期間1年未満の資金2. 商工貯蓄共済制度資金のうち積立金の範囲内の資金3. 霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金の交付対象となる資金
補助対象期間	補助金は、単年度補助とし、毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対し交付します。
補助率及び利子補給対象借入限度額	一事業者の利子補給対象借入限度額は2,000万円とします。融資を受けたかたの補助率は、借入金額の1%（1,000円未満切り捨て）です。
申請書提出先	補助対象となる制度資金を利用した際に窓口となった商工会議所又は商工会
申請書類	提出していただく書類等については以下のとおり。 ※申請書類については商工会議所及び商工会にあります。 <ul style="list-style-type: none">・委任状（商工会議所及び商工会が一括して申請等を行なうため必要になります）・借用証書の写し又は融資実行後の保証書の写し・市税の滞納がないことを証する書類（市の発行する滞納なし証明等）・融資実行日が確認できる書類（支払明細書等）
提出期間	商工会議所、商工会の定める日までに申請して下さい。

■霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金

目的	台風、豪雨、洪水、地震等の災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、災害復旧のために借入れた資金について、当該資金に係る金利負担を軽減するため、霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金を交付します。
補助対象となる制度資金	県内における災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、市町村長、消防署長等の被災証明を受け、災害発生の日から概ね6月以内で、災害の都度、市長が定める期間において災害復旧の目的で借入申込みを行った次の資金とします。 <ol style="list-style-type: none">1. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の資金

	<p>2. 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に規定する緊急災害対策資金 3. 県内市町村制度資金</p>								
補助対象期間	償還開始(支払利息開始のみを含む。)の日の属する月から起算して5年間とし、各年度ごとに、前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に支払った災害復旧資金に係る支払利息について申請するものとします。								
補助率及び利子 補給対象借入限 度額	補助率は、次の各融資金額区分ごとに算出した額とし、100円未満は切り捨てるものとします。なお、1事業者の利子補給対象借入限度額は1,500万円とします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>年 1.80%</td> </tr> <tr> <td>200万円超 600万円以下</td> <td>年 1.35%</td> </tr> <tr> <td>600万円超 1,500万円以下</td> <td>年 0.90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助率が融資利率を上回る場合の補助率は融資利率と同率とします。</p>	融資区分	補助率	200万円以下	年 1.80%	200万円超 600万円以下	年 1.35%	600万円超 1,500万円以下	年 0.90%
融資区分	補助率								
200万円以下	年 1.80%								
200万円超 600万円以下	年 1.35%								
600万円超 1,500万円以下	年 0.90%								
申請書提出先	商工振興課に、補助計算期間(前年度の1月1日から当該年度の12月31日まで)の翌年の2月5日までに提出してください。								
申請書類	申請時必要な書類は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業災害復旧資金利子補助金交付申請書(第1号様式(第5条関係)) ・ 中小企業災害復旧資金利息支払証明願(第2号様式(第5条関係)) ・ 災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書又は証明書の写し ・ 事業報告書(第3号様式(第5条関係)) ・ 市長が必要と認める書類 								

■霧島市商店街活性化事業補助

目的	本市商工業の活性化を図るため、予算の範囲内において交付する霧島市商店街活性化事業補助金について必要な事項を定め、もって本市の商工業の振興及び整備に寄与することを目的とする。
補助対象者	補助対象者は本市内各通り会等の会長とする。なお、通り会とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 小売業・飲食業・その他サービス業等の店舗により、ほぼ連続した形で商店街が形成されている通りの商店主等で組織された団体 2. 会員の総意に基づく会則・規則等が整備されていること 3. 会員の総意に基づく予算書・決算書等が調整され、健全な運営が継続してなされていること 4. 役員体制が確立されていること
申請窓口	商工観光部 商工振興課 <p>※申請にあたっては、事前に担当課窓口までご相談ください。</p>

補助対象事業等	計画策定・調査事業等 勉強会・研修会等又はイベントの実施に要する費用で適當と認められるもの。(ただし、初年度限りの補助とする) 補助限度額:1通り会1事業あたり 60 万円
施設整備事業	街路灯及びイルミネーション等の新設、又は修繕に要する費用で適當と認められるもの。(スポンサー付広告灯・防犯灯については補助対象外) 補助限度額:1通り会1事業あたり 600 万円
補助率	50%以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

霧島市役所 商工観光部 商工振興課 TEL 0995-45-5111(内線 2511・2512)

● いちき串木野市

■いちき串木野市商工振興資金利子補助制度

目的	商工会議所や商工会を通じて県や日本政策金融公庫などの制度資金を借り入れた中小企業者の経営の安定化のため、利子の1%(上限 25 万円)を補助する。
対象となる制度資金	(1)いちき串木野商工会議所又は市来商工会を通じて借り入れたものであること。 (2)借入額が 100 万円以上で、かつ、事業経営に必要な運転資金又は設備資金として借り入れたものであること。 (3)借入期間が3年以上であること。 (4)次の制度資金であること ・鹿児島県信用保証協会の保証を受けた鹿児島県中小企業融資制度資金 ・日本政策金融公庫制度資金 ・商工貯蓄共済融資制度資金 ※制度資金の借換えの場合について 新たに借り入れた制度資金の額が借換えによって返済した制度資金の元本額を超過する場合に限り、当該超過額が対象となります。 例) 当初 1,000 万円借入。返済で元本額が 600 万円までになった。借換で 1,000 万円借りたとしたら 600 万円を越える 400 万円が対象となる。
補助対象事業等	本制度資金を借り入れた者であって、次のいずれにも該当するものとします。 (1)市内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条に規定する中小企業者 (2)市税の滞納がない者

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

いちき串木野市役所 水産商工観光課 TEL 0996-33-5638 FAX 0996-32-3124
産業経済課 TEL 0996-21-5124 FAX 0996-36-3092

● 南さつま市

■南さつま市中小企業小口資金融資制度

目的	市内の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定めるものをいう。)の事業に必要な小口資金を融資し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。
取扱金融機関	次の各号に掲げる市内の区域に応じ、それぞれ当該各号に掲げる市に所在する鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫又は鹿児島興業信用組合の支店を通じて行うものとする。 (1) 坊津地域 南さつま市又は枕崎市 (2) 金峰地域 南さつま市又は日置市(同市吹上町の地域に限る。) (3) 前2号以外の地域 南さつま市
融資対象者	(1) 市内に住所を有し、原則として同一業種(鹿児島県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象業種に限る。)の事業を引き続き1年以上経営している中小企業者であること。 (2) 融資申込みのときまでに納期の到来している市税を完納していること。
資金使途	経営資金
限度額	1企業あたり500万円以内
融資の期間	7年以内(うち、据置き6か月以内)
融資の利率	鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(昭和47年鹿児島県告示第1218号)別表第1中小企業振興資金の項中に定める利率
償還の方法	一括(融資期間1年以内の融資に限る。)又は分割返済
連帯保証人	法人の代表者。ただし、協会が他に必要と認める場合は、協会が認める者の中から立てるものとする。
融資申込み	融資を受けようとする者は、小口資金借入申込書に市税納税証明書及び取扱金融機関が必要とする書類を添え、毎月10日までに管轄する商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)に申し込むものとする。
その他	この制度による融資については、すべて協会の信用保証に付するものとし、保証料は、協会の定めるところによる。

■南さつま市中小企業借入金信用保証料補助金

目的	市内の中小企業者が金融機関から融資を受けた資金に係る信用保証料の負担の軽減を図り、もって市内中小企業の育成強化及び商工振興に寄与することを目的とする。
信用保証料の補助	本市に1年以上住所又は事業所を有し、現に事業を営む者で、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に規定する資金に係る信用保証料に相当する額を補助するものとする。 (1) 南さつま市中小企業小口資金を借り入れた者
補助金の申請	補助金の申請をしようとする者は、融資資金を借り入れた日から3か月以内に信用保証料補助金交付申請書を商工会議所又は商工会を通じて市長に提出しなければならぬ

	い。
補助金の請求	補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付決定通知書の写しを添付し、商工会議所又は商工会を通じて、速やかに市長に請求しなければならない。

■南さつま市商工振興資金利子補給補助金

目的	商工業者の経営の安定を図り、もって市内商工業の育成及び振興に寄与することを目的とする。
補助対象	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、制度資金の借換えの場合にあっては、新たに借り入れた制度資金の額が借換えによって返済した制度資金の元本額を超過する場合に限り、当該超過額を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)を通じて借り入れたものであること。 (2) 事業経営に必要な運転資金又は設備資金として借り入れたものであること。 (3) 借入期間が3年以上であること。 (4) 県信用保証協会の保証を受けた県中小企業融資制度資金、日本政策金融公庫制度資金又は商工貯蓄共済融資制度資金であること。
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者 (2) 商工会議所等の会員 (3) 市税の滞納がない者
補助対象となる制度資金の融資実行期間	補助の対象者が補助を受けようとする年度(以下「補助年度」という。)の前年度の1月1日から補助年度の12月31日までの期間に融資の実行を受けたものとする。
補助金額及び交付限度額	補助金の額は、前条の借入期間に借り入れた制度資金の額に2%(借入利率が補助率を下回る場合にあっては、当該借入利率)を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、一補助年度における補助金の額は、50万円を限度とする。
補助金の交付申請	<p>補助金の交付を受けようとする者は、商工会議所会頭又は商工会長を代理人として委任し、商工会議所会頭等は、商工振興資金利子補給補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、補助金交付申請の提出期限は、補助年度の3月31日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 委任状 (2) 金融機関が発行する借入金明細証明書 (3) 補助金申請額明細表

■南さつま市企業立地促進補助金

目的	本市内に事業所を新設し、若しくは増設し、又は既存の事業所を移転しようとする者に対し、企業立地を促進するため補助金の交付措置を行い、もって本市における産業の振興及び雇用の増大を図ることを目的とする。
補助の対象	<p>製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、研究開発施設、4年制大学及び特定民間施設を新設、増設及び移設をした者で、次のいずれにも該当するものとする。ただし、南さつま市及び南さつま市土地開発公社が所有する土地を取得した場合は、補助対象者としない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事業所の用に供する土地を取得した後3年以内に当該土地で事業所の操業を開始していること。(2) 取得した事業所用地の総面積が2,000平方メートル(増設の場合は、1,000平方メートル)以上であること。(3) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく工場適地、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)に基づく工業導入地区又は市の誘致企業としての立地協定に基づく誘致地区に設置されるものであること。(4) 事業所の雇用者数が、事業所の操業開始時において10人(増設及び移転の場合にあっては、雇用者増5人)を超えるものであること。(5) 南さつま市公害防止条例(平成17年南さつま市条例第82号)その他の関係法令に違反していないこと。
補助金の額	対象事業者が新たに取得した土地のうち、市長が事業所の用に供したと認める土地の取得価格(取得価格には造成費を含むものとし、既設の事業所を廃止し、当該事業所の存する敷地から別の敷地に移転する場合にあっては、既存の事業所用地の適正な評価額を控除して得た額とする。)の100分の30(増設及び移転の場合は、100分の20)に相当する額を事業所用地取得補助金として交付する。補助金の限度額は、4,500万円とする。ただし、増設及び移転にあっては、2,000万円とする。
補助金の申請	補助金を受けようとする事業者は、あらかじめ新設、増設又は移転しようとする事業所の施設ごとに市長に申請し、指定を受けなければならない。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

南さつま市役所 商工政策課 TEL 0993-53-2111

● 志布志市

■商工後継者技術習得助成事業補助金

目的	志布志市商工会(以下「本会」という)会員企業の従業員等の人材育成のため、実践的かつ体系的な研修の受講を支援することを目的としています。
対象者	① 個人会員及び事業に従事する家族従業員 ② 法人の役員及び従業員 ③ 会長が特に認めたもの
対象となる研修先	① 中小企業大学校((独)中小企業基盤整備機構) ② 技能開発センター等((独)雇用・能力開発機構) ③ その他公的な中小企業関連団体で、会長が認めたもの
対象となる研修期間	1日以上の研修が対象になります。
助成金の申請と助成額	① 助成金の申請は、研修日の1週間前までに別紙「申請書」を本会にご提出下さい。 ② 助成金の金額は、受講料・旅費の2/3以下で、1企業につき2万円以内とします。但し、公的機関からこの研修に対して助成金の支給がある場合は、受講料からその支給金額を差し引いた金額と2/3の金額とのいずれか少ない金額とします。
報告	研修終了後、1週間以内に必要な書類を添えて「研修終了報告書」により会長に報告しなければなりません。
助成金の請求及び支給	① 研修終了報告と同時に「請求書」により請求して下さい。 ② 確認のうえ助成金を支給します。
助成金支給の取消等	次のいずれかに該当する場合は、助成金の支給を取消又は返還して頂きます。 ① 申請書に虚偽があるとき ② 受講者の都合で研修を終了できなかったとき ③ 申請者又は受講者が本会の信用を傷つけ、又は不名誉な行為をしたとき

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

志布志市役所 港湾商工課 TEL 099-474-1111

● 奄美市

■奄美市大島紬販路開拓資金融資

補助の目的	大島紬の販路開拓を進め、産地在庫の適正化を図るとともに、大島紬販売業者の経営の合理化とその安定を図るために必要な運転資金を融資することにより、大島紬の振興発展と産地体制の確立を促進することを目的とする。
融資対象	融資の対象は、次の要件を備える大島紬販売業者及び大島紬販売業を営む団体とする。 (1) 奄美市内に住所を有する者であること (2) 大島紬販売業を営み、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第3条に規定する組合であること (3) 前号に規定する組合の組合員(以下「組合員」という。)であること

転貸融資	組合員に対する融資は、組合の転貸により行うものとする
資金の使途	資金の使途は、新規販路の開拓事業、共販事業及び在庫調整に必要な運転資金並びに組合員の事業運営に必要な運転資金とする
融資の条件	<p>商工中金が行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 融資の限度額 商工中金6億円以内 (2) 融資期間 1年以内 (3) 利率 年 1.875% (4) 償還方法 一括又は分割償還 (5) 担保等 商工中金の定めるところによる</p> <p>商工中金を通じて組合が転貸により行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 融資の限度額 1組合員当たり 2,000 万円 (2) 融資期間 1年以内 (3) 利率 年 2.375% (4) 償還方法 一括又は分割償還 (5) 担保等 組合が指定する受取手形(商業手形の割引きを含む。)、不動産担保及び商品担保とする。</p>

■奄美市企業立地助成・奨励金等

目的	企業に対し、特に必要と認められる助成措置及び便宜供与を講じることにより、企業の育成及び誘致を促進し、もって奄美市産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とする。 業種:水産養殖業、製造業、情報サービス業、試験研究の業務
助成措置	<p>(1) 用地取得助成金の交付 企業施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な土地の取得に要した経費に対する助成金の交付</p> <p>(2) 企業施設設置奨励金の支給 企業施設の建設に要した経費に対する奨励金の支給</p> <p>(3) 雇用奨励金の支給 新規地元雇用者の雇用に対する奨励金の支給</p> <p>(4) 緑化奨励金の支給 緑化の整備に要した経費に対する奨励金の支給</p> <p>(5) 事業所賃借料助成金の支給 情報サービス施設設置のため事業所の賃借に要する経費に対する助成金の支給</p> <p>(6) 通信回線使用料助成金の支給 情報サービス施設において事業の用に供する通信回線使用料に対する助成金の支給</p> <p>(7) 研修助成金の支給 情報サービス施設において新たに雇用される地元雇用者の研修に要する経費に対する助成金の支給</p>
申請の要件	助成措置の申請をすることができる企業者は、次に掲げる者とする。 <p>(1) 企業の進出にあっては、次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 企業用地を取得した日(分割して取得した場合にあっては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。)若しくは情報サービス施設の設置に当たり事業所を賃借した日から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に市内で操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 企業の進出に伴う設備投資額(用地取得費を除く。)が 2,000 万円以上である

	<p>こと</p> <ul style="list-style-type: none"> 3. 新規地元雇用者の数が企業の操業開始の日において8人以上であること 4. 鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)その他法令に違反していないこと 5. 市の誘致企業として立地協定を締結し、当該協定に定める義務が履行されていること <p>(2) 企業の高度化にあっては、次のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 企業の高度化に伴う操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 2. 企業の高度化に伴う設備投資額(用地取得費を除く。)が1,500万円以上であること 3. 新規地元雇用者の数が企業の高度化に伴う操業開始の日において3人以上であること 4. 鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと 5. 市の育成企業として認定を受けていること <p>※用地取得助成金の交付申請をすることができる企業者は、企業用地を取得した日(分割して取得した場合にあっては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。)から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者とする。</p>
助成措置の種別 助成金等の額	<p>用地取得助成金</p> <p>用地取得助成金の交付額は、次に掲げる額に10分の1を乗じて得た額のいずれか低い額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 企業が企業用地の取得に要した額及び当該企業用地の改修又は造成に要したものと市長が認めた額の合計額 (2) 企業の取得した企業用地の面積が当該企業用地に建設する建物の延べ面積に10分の50を乗じて得た面積を超える場合は、当該建物の延べ面積に10分の50を乗じて得た面積の取得額に相当する額 <p>用地取得助成金の交付額は、1,000万円を限度とする。</p> <p>企業施設設置奨励金</p> <p>企業施設設置奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 企業施設のうち、水産養殖施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な施設については、当該施設の面積(内陸部に設けた部分に限る)に1m²当たり1万円を乗じて得た額 (2) 企業施設のうち、工場の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該工場の床面積に1m²当たり1万円を乗じて得た額 (3) 企業施設のうち、情報サービス施設及び研究開発施設(以下「研究所等」という。)の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該研究所等の床面積に1m²当たり3万円を乗じて得た額 <p>企業施設設置奨励金の支給額は、1,000万円を限度とする。</p> <p>雇用奨励金</p> <p>雇用奨励金の支給額は、新規地元雇用者の数(※)に、12万円を乗じて得た額とする。ただし、地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)の規定により地域雇用開発助成金の支給対象となった新規地元雇用者の数を除くものとする。</p> <p>雇用奨励金の支給総額は、2,000万円を限度とする。</p> <p>※新規地元雇用者の数とは、操業開始の日(操業開始の日前3月以内に雇用された者を含む。)から1年を経過した日までを初年度とし、3年度の初日までに雇用され</p>

	<p>た者の数で、既に雇用奨励金の支給対象となった者の数を控除した数とする。</p> <p>緑化奨励金</p> <p>緑化奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 企業施設のうち、工場を主体とする企業にあっては、緑化面積1m²当たり1,500円を乗じて得た額 (2) 企業施設のうち、研究所等を主体とする企業にあっては、緑化面積1m²当たり3,000円を乗じて得た額 <p>前項に規定する緑化奨励金の支給対象となる面積は、用地取得助成金の交付対象となる面積に10分の8を乗じて得た面積の範囲内とする。</p> <p>緑化奨励金の支給額は、300万円を限度とする。</p> <p>事業所賃借料助成金</p> <p>事業所賃借料助成金の支給額は、情報サービス施設設置のための事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の4分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した費用に限る。</p> <p>通信回線使用料助成金</p> <p>通信回線使用料助成金の支給額は、情報サービス施設において事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の4分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。</p> <p>研修助成金</p> <p>研修助成金の支給額は、情報サービス施設において新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たに雇用される1人につき5万円を上限とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。</p> <p>(研修等助成金の合計額)</p> <p>支給される助成金の1年間の合計額は、1,500万円を限度とし、かつ、支給総額は、4,500万円を上限とする。</p>
--	--

■奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例

目的	企業に対し、特に必要と認められる助成措置及び便宜供与を講じることにより、企業の育成及び誘致を促進し、もって奄美市産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とする。 【期限】奄美群島振興開発計画期間内(平成25年度まで) 業種:情報サービス業
助成措置	<p>(1) 雇用奨励金の支給 新規地元雇用者の雇用に対する奨励金の支給</p> <p>(2) 事業所賃借料助成金の支給 情報サービス施設設置のため事業所の賃借に要する経費に対する助成金の支給</p> <p>(3) 通信回線使用料助成金の支給 情報サービス施設において事業の用に供する通信回線使用料に対する助成金の支給</p>
申請の要件	助成措置の申請をすることができる企業者は、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業用地を取得した日(分割して取得した場合にあっては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。)若しくは情報サービス施設の設置に当たり事業所を賃借した日から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得

	<p>日前に市内で操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 新規地元雇用者の数が企業の操業開始の日において3人以上であること 3. 鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)その他法令に違反していないこと 4. 市の誘致企業として立地協定を締結し、当該協定に定める義務が履行されていること
助成措置の種別 助成金等の額	<p>雇用奨励金 雇用奨励金の支給額は、新規地元雇用者の数(※)に、12万円を乗じて得た額とする。ただし、地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)の規定により地域雇用開発助成金の支給対象となった新規地元雇用者の数を除くものとする。 雇用奨励金の支給総額は、2,000万円を限度とする。 ※新規地元雇用者の数とは、操業開始の日(操業開始の日前3月以内に雇用された者を含む。)から1年を経過した日までを初年度とし、3年度の初日までに雇用された者の数で、既に雇用奨励金の支給対象となった者の数を控除した数とする。</p> <p>事業所賃借料助成金 事業所賃借料助成金の支給額は、情報サービス施設設置のための事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の10分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した費用に限る。</p> <p>通信回線使用料助成金 通信回線使用料助成金の支給額は、情報サービス施設において事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の10分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。 (助成金の合計額) 支給される助成金の1年間の合計額は、150万円を限度とし、かつ、支給総額は、450万円を上限とする。</p>

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

奄美市役所 商工観光部 商水情報課 TEL 0997-52-1111(内線 1424)

● 垂 水 市

■中小企業等への融資・助成・補助制度

融資制度については下記連絡先にお電話等でお問い合わせください。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

垂水市役所 商工観光課 TEL 0994-32-1111 (内線 266)

● 南 九 州 市

■商工振興資金利子補給補助金

○目的

市内商工業者の経営の安定のため、制度資金の借入者に対し、利子補給補助金を交付することにより、商工業の育成及び振興を図ることを目的とする。

○補助対象者

次の各号のすべてを満たしている者とする。

- (1) 市内に1年以上継続して住所又は事業所を有している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者で、市内の商工会に加入していること。
- (2) 商工会の金融斡旋に基づくこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

○補助対象となる制度資金

次の各号に掲げる制度資金で、借入期間が3年以上の事業資金とする。ただし、借換えに相当する借入額は、対象としない。

- (1) 鹿児島県中小企業制度資金
- (2) 日本政策金融公庫制度資金
- (3) 商工貯蓄共済融資制度資金

○補助率及び交付限度額

補助率 利子補給 借入金額の1.5%以内

補助限度額 30万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

南九州市役所 総務部商工観光課 TEL 0993-83-2511（内線2061） FAX 0993-83-4658

● 始 良 市

■商工業育成資金補給制度

○目的

市内の商工業者が、事業に必要な設備を整備するため、長期的な資金を金融機関から借り入れたことに対し、商工会を通じて申請し1年に限り補給補助金の交付を受けられます。

対象設備は店舗改裝・機械備品（車両は除く）の購入等事業經營に必要な設備（用地費は除き、造成費は対象とする）をいいます。ただし住居部分については対象外とします。

対象資金は、商工会の金融あっせんに基づくもので、県制度資金の設備資金、国民金融公庫の普通貸付設備資金とし、補給対象事業の1件当たりの最高限度額を3,000万円とし、返済期間5年以上のものとします。補給率は補給対象事業額の2%とします。

○対象事業者

- (1) 市内に6か月以上継続して住所及び事業所を有している
- (2) 商工業者である
- (3) 市税を完納している世帯

○申請

商工会を通しての申請

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

姶良市役所 商工観光課 商工観光係 TEL 0995-66-3111 (内線 282)

■企業誘致と優遇制度

○目的

一定の要件を満たし姶良市に立地した企業へ、用地取得額及び地元雇用者数に応じて、補助金が交付されます。

○姶良市企業立地促進条例

補助金内容	要件等
①用地取得費補助金 土地取得費の30%以内 (限度額) 雇用者数5人以上20人未満 2,000万円 雇用者数20人以上50人未満 3,000万円 雇用者数50人以上 6,000万円	①工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転した事業者及びリース業者 ②用地取得面積が1,500m ² 以上で用地取得後3年以内の操業開始 ③雇用者5人以上 ④市との立地協定の締結 ⑤建設及び操業にあたって、公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと。
②雇用促進補助金 地元雇用者数×20万円 地元雇用者が障害者であるときは10万円 加算 (限度額) 500万円	

○固定資産税の課税免除の措置

製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、固定資産税の課税免除の適用が受けられます。

○姶良市工業開発促進条例

固定資産税の減免等	対象業種	設備等の取得価格（要件）
市内全域 3年間の課税免除	市内全域 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、試験研究設備	市内全域 製造業 2,500万円 流通業 3,000万円 研究開発施設 5,000万円
過疎地域 3年間の課税免除	過疎地域 製造業、コールセンター	過疎地域 2,700万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

姶良市役所 商工観光課 企業振興係 TEL 0995-66-3111 (内線 283)

● さつま町

■さつま町旅館業等施設整備事業費補助金

目的	町内において旅館業等を営む者に施設整備への支援を行い、宿泊施設の整備充実と本町の観光振興に寄与することを目的とする。
補助対象となる事業	1. 補助対象事業は、旅館業等及び共同利用施設の建物の新築若しくは増改築若しくは改装又は温泉施設（備品等を除く。）の整備をいう。 2. 共同利用施設の整備において、複数の出資者の中に町税等の滞納者が含まれる場合は、補助対象事業として採択しないものとする。
補助対象者	① 町内において、旅館業等を営む者又は営もうとする者。 ② 町税等を完納している者。 ③ 過去に本補助金を受けた者については、5年以上経過した者。 ④ 共同利用施設を整備する場合において、複数の出資者の中に①～③に規定する以外の者が含まれている場合は、当該者を除いた者を補助金の交付対象者とする。
補助金の額	補助金の額は、当該事業費の20万円超過分の30%以内で、限度額は100万円です。当該補助対象となる経費が国県等の補助対象等となっている場合は、交付しない。また、共同利用施設の整備において、入湯税納入対象外施設等が含まれる場合は、按分によりその額を控除した額とする。

■さつま町小売業等店舗整備支援事業費補助金

目的	小売業等を営む中小企業者の店舗の整備を支援することにより、中小企業及び商店街の振興に寄与することを目的とする。
補助対象者	① 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が50人以下の法人若しくは個人の方 ② 商工会の会員で町内に住所及び当該店舗を有する方 ③ 補助対象業種を3年以上現に営んでいる方で、補助事業実施後も引き続き同一事業を営む方。 ④ 町税等を完納している方。 ⑤ 過去に本補助金を受給した方については、前回から5年以上経過をした方。
補助対象業種	補助対象となる店舗の業種は、小売業、飲食業（交遊飲食業は除く。）及びサービス業（日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る）等（業種については、ホームページ参照）。
補助対象となる事業	補助対象は、店舗の外装、内装に係る建築工事費のみとし、設備備品等の整備、購入費等は含みません。
補助率	事業費の20万円を超過した分の30%以内 (※ 算出額の1,000円未満の端数は切捨てます。) ただし、国県等の補償費等の交付がある場合は、店舗整備事業費からその額を控除した額を補助する。
助金限度額	50万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

さつま町役場 商工観光課 商工振興係 TEL 0996-53-1111(内線 2241)

組合事業における独占禁止法の留意点について

～独占禁止法は、事業活動の基本的なルールを定めた法律です～

独占禁止法は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。組合等の事業者団体の活動についても、違反行為の主体として規制しており、違反行為が認められると事業者に対して排除措置を採るよう命令が発せられます。組合事業の実施に当たっては、独占禁止法の趣旨に則った事業実施に留意し、適切な事業活動の実践に努める必要があります。

独占禁止法の概要と体系

独占禁止法は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うに当たり守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。

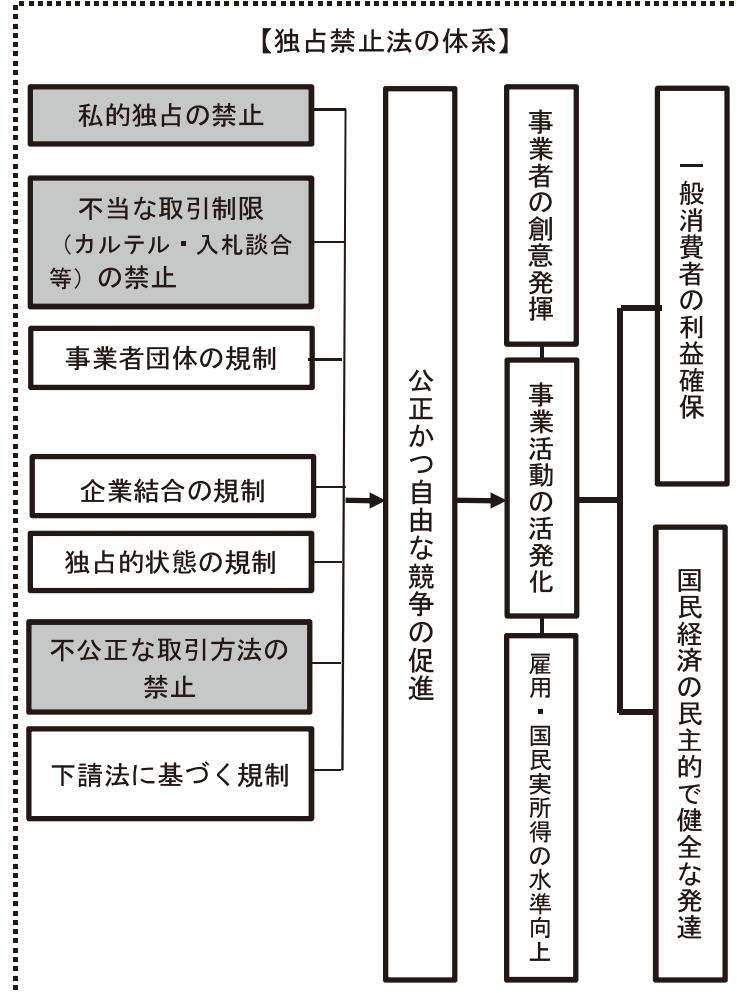
公正取引委員会※は「独占禁止法」とその補完法である「下請法」の2つの法律を執行することで、競争政策を積極的に展開し、市場における競争秩序を維持しています。

独占禁止法では、禁止される行為、違反した場合の処理手続き、公正取引委員会の組織や権限、違反した場合の罰則などについて定めています。

禁止される行為の主なものとして

1. 私的独占
2. 不正当な取引制限
3. 不公正な取引方法

の3つがあり、「独占禁止法の3本柱」と言われます。



※ [公正取引委員会]

委員長と4名の委員から構成される行政委員会。法律・経済に関する学識経験の豊富な者のうちから、内閣総理大臣が国会の同意を得て任命する。独立行政委員会として他から指揮監督を受けることなく、独立して職務を行う。

独占禁止法は公正な競争を阻害する恐れがある行為を禁止しています

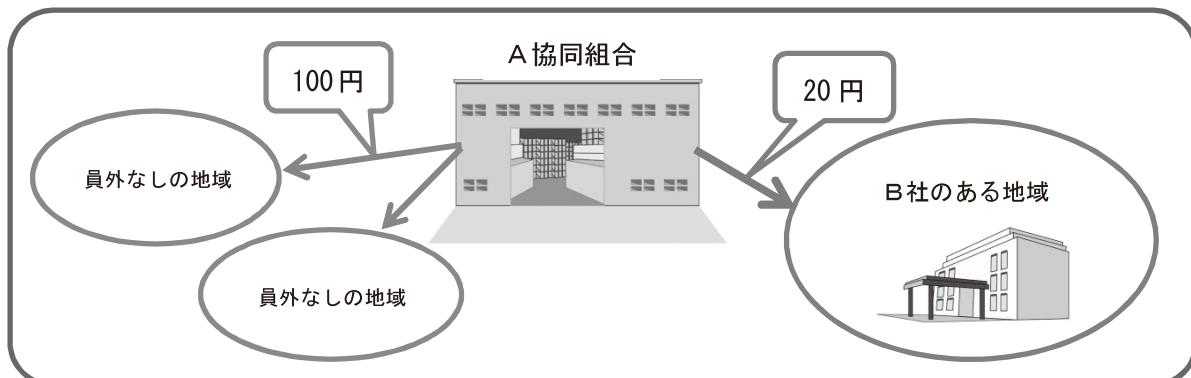
独占禁止法は、自由な競争を減殺する行為、競争の基盤を侵害するような行為を“不公正な取引方法”として禁止しています。“不公正な取引”には法律で定められているものと、公正取引委員会の指定で定められているものがあります。

禁止行為	不公正な取引方法（例）
取引拒絶	新規の開業を妨害するため、原材料メーカーに新規事業者への商品供給をしないよう共同で申し入れる。
差別対価 差別取扱い	競争相手の取引先に対してのみ廉売することで競争相手の顧客を奪ったり、競争相手と競合する地域でのみ過剰なダンピングを行う。
不当廉売	原価を大幅に下回る価格で継続して販売することで、他の事業者の事業活動を困難にさせる。
再販売価格の拘束	指定した価格で販売しない業者に対し、経済上の不利益を課したり出荷を停止することで指定した価格で販売させる。
優越的地位の濫用	優越的地位にある事業者が、一方的な都合による押し付け販売、返品、従業員の派遣要請、協賛金の負担要請などを行う。
抱き合わせ販売	ある製品を購入したい買い手に対し、他の製品やサービスとセットでなければ販売しない。
排他条件付取引	競合関係にある商品を取り扱わないことを条件に取引を行う。
拘束条件付取引	テリトリー制により販売地域を制限したり、安売り表示を禁じたりする。
競争者に対する取引妨害	海外ブランドの輸入総代理店が、出荷元に対し国内の他の輸入業者との取引中止を求める。
不当顧客誘引	虚偽・誇大な表示や広告で不当に顧客を誘引したり、過大な景品を付ける。
不当高価購入	競争相手の製品に不可欠な原材料を高価な価格で買い占める。
競争会社に対する内部干渉	競合関係にある会社の株主や役員にその会社に不利益になる行為を行うよう本当に誘引する。

【独占禁止法上問題となるおそれがある事例】

〔事例1〕廉売、差別対価・差別取扱いのおそれがあるケース

有力な事業者であるA協同組合が、通常は100円で販売する製品を、員外事業者で競争相手であるB社と競合する地域でのみ、原価を大幅に下回る売価で過剰なダンピングを行い、ライバルの事業活動を困難にさせる場合。



〔事例2〕独占禁止法の適用が除外されないケース

《概要》

某県の地方公共団体が発注する建築物は、建築工事と建設資材が建設業者に一括して発注されており、一部の資材はJIS認定工場で製造されたものを使用する条件が付されている。

資材の製造販売業者による協同組合が、建設会社との間で共同受注事業を実施しているため、組合員は建設会社から直接引き合いがきても、見積りを出さないよう取り決めており、これに違反した場合は組合が罰則を科すことになっている。

《独占禁止法上の考え方》

当該組合は、中小企業等協同組合法に基づき設立された協同組合であり、共同受注事業については、原則として独占禁止法の適用が除外されると考えられる。

しかし、組合が組合員に対し、共同受注の利用を強制し、組合員の個別受注を認めないようにすることは、その組合が市場支配力を持ち、組合以外に有力な事業者がほとんどいないような場合には、公正な競争を阻害するおそれが強く、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法の適用が除外されないものと考えられる。

組合等の事業者団体における不公正な取引方法

組合等の事業者団体が、その加入者である事業者に働きかけて“不公正な取引方法”に当たる行為をさせることは禁じられています。

また、団体からの働きかけに従わなかった事業者を団体から不当に除名したり、差別的に取り扱うことで、事業活動を困難にさせる行為も禁じられています。

公正取引委員会による違反行為の取り締まりと厳正な措置

独占禁止法に違反する行為が行われている疑いがある場合、公正取引委員会は、事業者団体等への立入検査や事情聴取などによる調査を実施します。

違反行為が認められると、当該事業者団体等に対して違反行為を速やかに排除するよう排除措置命令が発せられます。確定した排除措置命令に従わない場合には刑事罰が科されます。

ご相談やご質問は

消費の傾向や規制緩和等に伴い、市場の規模や環境が変化しており、どのような行為が違反となるか、ケースバイケースでの判断が必要となります。疑問点やご質問は下記までお問い合わせください。

- ・公正取引委員会事務総局 官房総務課

東京都千代田区霞が関1-1-1 TEL 03-3581-5471 <http://www.jftc.go.jp>

- ・公正取引委員会九州事務所

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 TEL 092-431-5881

(上記内容は公正取引委員会HP所管法令・ガイドライン、相談事例集等を参考に作成しました。)

夏季の省エネルギー対策について

～6月から9月は夏季の省エネキャンペーン～

6月から9月までの期間において、夏季の省エネルギー対策を促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議を開催し、「夏季の省エネルギー対策について」が決定されました。

夏は冷房等、エネルギー消費が大きくなる季節です。冷房中の室温は、原則28°Cを徹底し、冷房が過度にならないよう気をつける等の省エネルギー対策を実践しましょう。

[産業界等に対する周知及び協力要請]

1. 工場・事業場関係について

① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の適切な運用に努めるとともに、一層の省エネルギーを進めるため、以下に掲げることを実施すること。

なお、省エネ法に基づく手続等の詳細については、資源エネルギー庁のホームページを参照すること。<http://www.enecho.meti.go.jp/>

事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。

省エネ法の判断基準に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。

[参照]平成20年度改正省エネ法(工場等に係る措置) <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

② 自主的な省エネルギーへの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会の経団連環境自主行動計画の対象者にあっては、その実現に向け、工場・事業場において経済的・技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。同計画の対象外の者においても、自主的・計画的に省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

2. ビル・住宅関係について

① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止を図るため、省エネ法に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの確な設計及び施工を行うこと。

積極的なエコ住宅の新築や断熱改修などのエコリフォームに努めること。エネルギー使用機器を最適に制御するため、エネルギー管理システム（BEMS・HEMS）の導入に努めること。

ビル等においては、省エネ診断やESCO診断等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法の見直し等により、省エネルギー化を進めること。

② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等の購入に当たっては、国際エネルギーestarロゴの表示や、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考としつつ、より省エネルギー性能の高い機器を選択すること。

特に、エアコン、冷蔵庫、テレビ、照明の購入に当たっては統一省エネラベルによる省エネ性

能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品を選択すること。

消費者による上記取組を促すため、エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者は、機器のエネルギー消費効率を消費者にわかりやすく示すとともに、機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかについてきめ細かな情報提供に努めること。

必要に応じて、省エネ家電普及促進フォーラムの活動、省エネ家電普及促進キャンペーン（平成24年6月8日から平成24年8月5日まで）を活用し、キャンペーン期間中における積極的な省エネ家電・省エネランプ等の選択・購入に努めること。

3. 運輸関係について

① 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

貨物（旅客）輸送事業者及び荷主においては、省エネ法の判断基準に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時の移動並びに休暇におけるレジャー等の人の移動においては、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

③ エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、省エネルギー基準を踏まえ、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④ エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ（ふんわりアクセル、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（ITSスポットサービスの活用等）等とともに、自動車の利用ができる限り控えることにより省エネルギーに努める。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

4. その他

① ISO 50001の導入検討

P D C Aサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギー管理システム規格（ISO 50001）の導入を検討すること。

② 省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直し等により残業を削減する等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけるための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

③ 地域における各機関の連携等

地域においては、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議を通じて各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図る等、地域の特性を踏まえた取組を推進すること。

特別寄稿 安心・安全を守る

家の安全を守る環境に優しいシロアリ駆除

鹿児島県しろあり事業協同組合 理事長 廣瀬博宣氏

(廣瀬産業株式会社 代表取締役)

安全・安心を守ることは、どのような企業にとっても大切であり、対処を誤ると組織存続の危機を招きます。本号では、安心・安全なシロアリ駆除に取り組んでいる廣瀬産業株式会社代表取締役（鹿児島県しろあり事業協同組合理事長）の廣瀬博宣氏に寄稿いただきました。



はじめに

日本の白蟻防除業は、明治 44 年に鹿児島で始まり、その後各地に広りました。

戦前は、建物にシロアリ被害が発生すると、建物を解体して建て直すしか方法がなく、白蟻防除業者は、建物を救う優れた技術を有していることから、尊敬される職業であり、鹿児島県で最初に乗用車を購入したのも白蟻防除業者でした。当時のシロアリ工事は、その営巣除去・駆除が主で、営巣を見つけるために、数ヶ月を要したことありました。



鹿 1 の乗用車



戦前の駆除用ガス注入器

戦後、木造公共建築物のシロアリ被害が多く発生し、その対策として昭和 34 年、「しろあり協会」を発足して、工事方法の検討や薬剤の開発が行われました。昭和 54 年には、住宅金融公庫共通仕様書にシロアリ予防処理が追加され、新築住宅のシロアリ予防工事が普及しました。

ところが、昭和 60 年頃から、技術のない悪質訪問販売業者が急増して、社会問題となり、業界の信用も著しく損なわれました。現在は、消費者対策として規制が強化された結果、悪質業者は激減し、技術を有する事業者による業界に戻りつつあります。

本県は温暖でシロアリの多い地域であり、建築物のシロアリ対策は不可欠な地域です。建築物をシロアリから守るため、私が理事長を務める「鹿児島県しろあり事業協同組合」では、信頼される業界を目指し、技術向上に取り組んでいます。その一つの取組として、鹿児島で開発された「環境に優しいシロアリ駆除工法」を紹介します。

1. 廣瀬産業株式会社の紹介

廣瀬産業株式会社は、昭和 26 年に木造船の資材販売店として開業し、昭和 46 年に白蟻薬剤の販売を始め、その後白蟻薬剤の研究開発も行うようになりました。現在は、西日本を商圈とし、シロアリ防除業者に白蟻薬剤を販売し、技術指導も行っています。

鹿児島市堀江町の事務所には、シロアリ飼育室を設け、イエシロアリの営巣を飼育し、シロアリの生態観察や様々な試験を行っています。鹿児島県建築課主催の「かごしま住まいと建築展」には、毎年、イエシロアリ飼育営巣を展示し、シロアリが建築物を加害する状況を再現し、好評を得ています。



飼育室内のイエシロアリ営巣



住まいと建築展での営巣展示

今までの研究成果として、平成 17 年に環境に優しいイエシロアリ駆除工法「ブリングシステム」を開発し、現在普及に努めています。採用された現場では、イエシロアリが確実に駆除できることから、家主、施工業者に喜ばれています。販売数も年々増加しており、イエシロアリの安心・安全な駆除方法として、更なる普及を目指しています。

2. シロアリについて

日本で家屋に被害を与えるシロアリは、主にヤマトシロアリとイエシロアリの 2 種類です。特に、鹿児島に多く生息するイエシロアリは、大きな集団で活動し家屋に大きな被害を与えます。6 月から 7 月の夜、茶色の羽アリが飛んできたら、イエシロアリの羽アリです。羽アリが沢山飛んで来る時は、イエシロアリの営巣が近い兆候ですので用心が必要です。

本来土がありえない場所（玄関や勝手口の内外、押し入れ等）に蟻土や蟻道をつけたら、壊して掃除して下さい。壊したときに白い虫が出てきたらそれがシロアリです。

また、翌日、土を除去した隙間が再度土で覆われていた場合は、シロアリの蟻土構築作業で、シロアリ被害の兆候です。その時は、信用できる駆除業者である当組合の組合員、組合事務局までご相談下さい。

イエシロアリの羽アリとシロアリ被害の写真を以下に示します。



イエシロアリの羽アリ



天井小屋梁のシロアリ被害

3. イエシロアリ駆除の問題点

イエシロアリは、十万匹から百万匹の集団で活動し、家屋に大きな被害を与えます。イエシロアリは、王と女王が生息する営巣があり、営巣から 50m の範囲を活動し、加害します。従って被害家屋に営巣があるとは限りません。被害家屋から離れた樹木などに営巣している場合もあります。そのため被害部に白蟻薬剤を注入しても、その被害箇所のシロアリを殺すことはできますが、離れた営巣のシロアリを全て駆除することはできません。シロアリも生き物ですから、薬剤を蒔いても、その家屋に再度侵入しようとしますので、イエシロアリの駆除は、被害を与えていたる営巣のシロアリを全て駆除することが重要です。



イエシロアリの女王と職蟻



イエシロアリの職蟻

4. 駆除工法ブリングシステムの紹介

1) ブリングシステムの構成

イエシロアリ駆除専用の「ブリングシステム」は、ブリングボックス、ブリングベイトで構成されています。シロアリが活動する場所にブリングボックスを1箇所設置し、ブリングベイトを投与することでイエシロアリを巣ごと駆除します。ブリングボックスには、シロアリが好む唐松を150℃の蒸気で1時間蒸した木材（蒸煮木材）を使用しています。ブリングベイトには、有効成分ビストリフルロンとシロアリが好む蒸煮木材の粉末を混入しています。



ブリングボックス



ブリングベイトA剤



ブリングベイトB剤

2) ブリングシステムのしくみ

イエシロアリ駆除の問題点、営巣の駆除を目的として開発した施工方法が「ブリングシステム」です。イエシロアリの生息には水が重要で、水が無いと2週間で死滅します。そのため、イエシロアリは常に水取り場を確保し、1週間に1～2ℓの水を運搬摂取しています。この習性を利用し、イエシロアリの被害部に新しい水取り場（ブリングボックス）を設け、シロアリを大量に集めます。集まったシロアリに、水を多く含んだブリングベイト（毒餌）を大量に摂取させ、短い期間（夏場で2ヶ月程度）でイエシロアリを全て死滅させます。

当システムは、水を大量に含むことができるベイト剤として特許を申請しています。

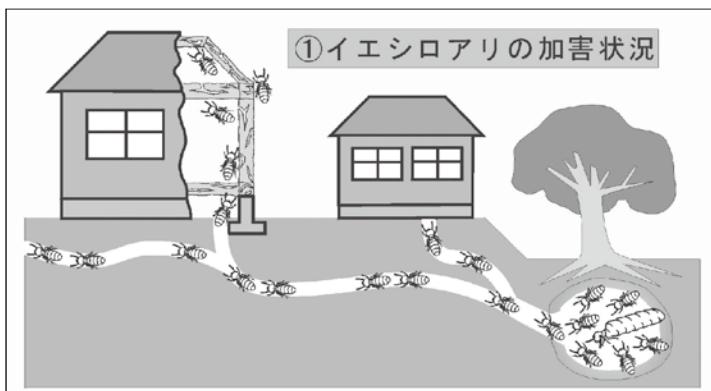
3) ブリングベイトの安全性

ブリングベイトの有効成分はビストリフルロンという脱皮阻害剤で、カニやエビなどに作用し、哺乳類には作用しない安全な薬剤です。箱を1箇所設置し、箱内に薬剤を投与するだけで駆除を行います。従来の液剤を用いた駆除の様に、室内で薬剤を注入したり、噴霧するなどの駆除作業は行いません。そのため、人間に優しい、安全な駆除工法です。

4) ブリングシステムによる駆除のながれ

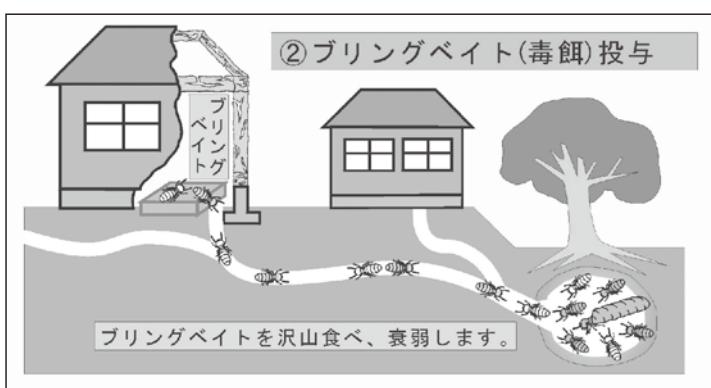
ブリングシステムによるイエシロアリ営巣駆除の流れをイラストで紹介します。

①イエシロアリの加害状況



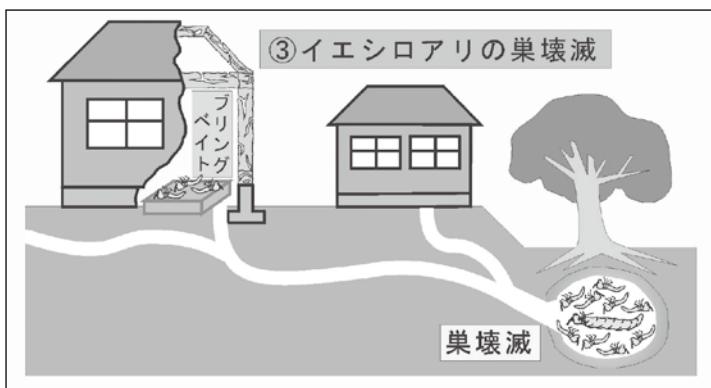
樹木の根元にイエシロアリが営巣し、近くの家屋を加害しています。

②ブリングボックス設置、ブリングベイト投与



ブリングボックスを設置し、ブリングベイトを投与すると、イエシロアリはブリングボックスに集まり、ブリングベイトを大量摂取し、やがて衰弱します。

③イエシロアリの巣壊滅



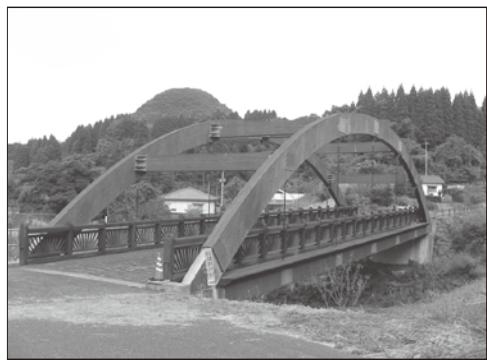
ブリングベイトを大量摂取したイエシロアリは全て死滅します。

5) ブリングシステムの施工例

ブリングシステムは、平成17年から約1万箇所の被害現場で使用され、イエシロアリを巣ごと駆除しています。木造住宅だけでなく、鉄筋の県営アパート、店舗、温泉、木製橋梁、浮き残橋、クルーザーなど、様々な建築物に対応し、イエシロアリの駆除に使用されました。その現場写真を紹介します。



県営アパート



木製橋梁



マリーナの浮き桟橋



クルーザー

5.まとめ

家の安全を守る環境に優しいシロアリ駆除として、鹿児島で開発されたブリングシステムを紹介しました。本県はイエシロアリの多い地域であり、被害を防止するためには、早期発見・早期対応が必要です。もし、住宅に沢山の羽アリが飛来したり、家屋内に土が持ち込まれているなどの異常に気付いたら、鹿児島県しろあり事業協同組合の事務局、又はお近くの組合員へ遠慮無くご相談下さい。本組合では毎年研修を行っており、日本で一番技術が高い業界ですので、安心してご相談いただけます。シロアリの被害低減を目指し、これからもブリングシステムの拡販と、組合活動を続けてまいります。

《会社及び組合の連絡先》

◇廣瀬産業株式会社

鹿児島市堀江町4-19 Tel 099-224-6521 Fax 099-222-2511
フリーダイヤル 0120-24-6521

◇鹿児島県しろあり事業協同組合

鹿児島市紫原4-20-10 303号 Tel 099-214-3330 Fax 099-214-3331

Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

スポーツを通じて 地域の方々の身近な存在でありたい

株式会社中央スポーツ 代表取締役 丸山 修 氏

ウォーキングやジョギング等、健康志向はますます高まっている。しかし、スポーツの分野においても、大型店の出店が相次ぎ、地元の小規模な店舗は苦境に立たされている。

こうした中、地元密着できめ細かなニーズに対応し、「スポーツを通じて地域の方々の身近な存在でありたい」と話す、(株)中央スポーツの代表取締役である丸山修氏にお話を伺った。

なお、丸山氏は、鹿児島県運動具小売商(協)理事長としてもスポーツの発展を、「道具」の面から支えている。

➤ 鹿児島初のゴルフ専門店

私の父は、鹿児島市城南町で鉄工所(現三洋工機株)を経営しておりましたが、趣味でゴルフを始め、アマチュア大会で活躍するなど、相当の腕前だったようです。しかし、当時はプレー人口が少なく、ゴルフ用品を扱う店は山形屋などわずかでした。

そこで、友人からの勧めもあり、昭和 42 年に鹿児島初のゴルフ専門店として「カゴシマゴルフ」を設立しました。

その後、昭和 52 年に鹿児島市山之口町の「高見馬場中央ビル」建設を機に、鹿児島銀行から美津濃(株)を通じて同ビルへの出店打診を受け、(株)中央スポーツを設立して出店しました。その頃のスポーツ店は個人経営が多く、10 坪程度の狭い店舗が殆どでした。そのため、100 坪という広いスペースを活かしたスポーツ用品専門店は、かなり話題になりましたが、店舗が 2 階にあつたため、来店客を増やすアイデアと工夫が必要でした。



丸山修社長

➤ 現在までの事業展開

鹿児島県で国体やインターハイが開催された頃は、スポーツの機運が高まり、用品・道具に対する需要が一気に伸びた時期がありました。当時、協同組合を設立し、共同購買事業等を実施していましたが、需要の低迷を受けて昭和 60 年に解散し、その後任意組織として運営していました。

しかし、スポーツ関連需要の掘り起しや、地元密着型



野球工房

のサービスを徹底していくためには、組織が必要であるとして、鹿児島県運動具小売商(協)を、平成11年に32社の組合員で再結成しました。

以来、組合員はスポーツ専門店として、それぞれ地元に密着した独自の営業に努めていますが、部活動で使用するユニフォームの制作や、用具の販売等を行った学校が全国大会や九州大会に出場を果たすことは大きな喜びであり、仕事に対してやりがいを感じる瞬間でもあります。

最近では、ランニングやウォーキンググッズに対する需要も伸びています。しかも年齢層が幅広く、健康ブームとあいまって、今後益々需要が伸びることが予想されます。

当社も、女性専用のランニング・ウォーキングコーナーを設け、スタッフに女性を起用し、女性が買い物をしやすい環境作り、売場作りに努めています。

➤ 今後の展開

近年、県外から大型スポーツ用品店が続々と進出してきており、出水市、薩摩川内市への出店計画もあります。

大型スポーツ店は品揃えの豊富さと低価格を最大の強みとし、大々的かつ広範囲に廣告宣伝を行う傾向にあります。但し、大型店は店舗内販売がほとんどです。

したがって、我々地元のスポーツ店は、地域に密着したサービスによって活路を切り拓くチャンスがあります。

それを実践しているのが学校等への積極的な営業活動です。地元の小中学校や高校へまめに顔を出し、お客様のニーズに素早く対応することで、大型店にはない強みを活かしていくべきと考えています。

また、専門性も必要です。「野球」とか「サッカー」とか「ランニング」など、「この分野なら絶対に負けない」という強みを持つことが大事です。そのためには、商品を揃えるだけではなく、専門性を身に付け、的確にサポートするための社員教育が必要です。

鹿児島県運動具小売商協同組合では、営業方法や接客マナー向上から専門分野の研修等、組合員のレベルアップを図るために研修会等を行っています。

➤ 地元への想い

「地域の方々がスポーツをするときに、いつでも頼りにされるような、身近な存在でありたい」と思っています。

そのためには、「現場に顔を出し、お客様のニーズを知ることが大事です。どの店でも、学校等現場を訪問するよう常に心掛けています。長年ユニフォームの制作から用具の手配までお手伝いさせていただくようになると、その学校が、全国大会に出場する度に非常に嬉しい気持ちになり、地域活性化と、県内スポーツ振興に、「道具」の面からお手伝いできることを誇りに思っています。

また、年齢・性別を問わず、ランニングやウォーキングは手軽に楽しめるスポーツです。初心者の方でも



サッカーシューズコーナー

気軽に何でも相談していただけるような店舗作りに、これからも努めてまいります。

それが、スポーツをする方にとって、身近な存在であり続けるためのキーワードであると考えています。

➤ チャンスを捉え強い企業に

今後も、県外大型店の出店が続くことが予想されます。この流れを止めることは我々中小企業にはできません。しかし、対抗することはできます。

地元店舗が、県外大型店に対抗するには、いかに独自路線を打ち出せるかにかかっています。独自の路線を極め、専門性を追求することで、大型店との差別化を図ることが必要です。

九州新幹線全線開業をきっかけに、鹿児島県も更に発展していくかなければなりません。県外大型店の進出は、市場活性化と新規顧客開拓のチャンスと捉えるよう心掛けています。もしも、県外大型店の進出がなければ、業界は旧態依然のままで、進歩は無かったかもしれません。

我々は、新しい方法と、従来通りの正しい方法を組み合わせ、強い企業を作らなければならないと考えています。たゆまぬ企業努力を続けることが、地域の活性化と強い鹿児島を作ることになると思います。



ランニングシューズコーナー



野球グローブコーナー

株式会社中央スポーツ

◇ 中央スポーツ

鹿児島市山之口町1番10号（高見馬場中央ビル1・2階）

TEL 099-223-9811、FAX 099-223-9839

◇ カゴシマゴルフ

鹿児島市城南町10番3号

TEL 099-224-4188、FAX 099-222-2098



鹿児島県運動具小売商協同組合

◇ 理事長 丸山 修

◇ 組合員数 23人

◇ 主な共同事業 スポーツ用品及びスポーツ関連商品の共同購買・共同宣伝 等

鹿児島市東谷山3丁目35番27号

TEL 099-267-5001、FAX 099-263-6602

●『第57回 中央会通常総会』開催 小正芳史氏が新会長に就任

本会の第57回通常総会が5月25日（金）、会員並びに多数の来賓出席のもと、鹿児島市の城山観光ホテルで開催された。

開会にあたり、岩田泰一会長が挨拶で、「昨年度は、日本中が震災対応に追われたが、徐々に復興への兆しも見えてきた。しかし、原発事故や瓦礫処理の問題、電力不足など不安定な状況が続いている。

国内経済は、復興関連予算等の効果もあり、緩やかに景気の持ち直しが続いているが、消費税増税法案については、中小企業者への影響に配慮しながら、これからの中日本全体を見極めた審議を望みたい。



本県では、九州新幹線全線開業や格安航空会社の就航により、交流人口の拡大が期待されている。この効果を持続させ、県内全域に波及拡大させる取り組みが不可欠である。中小企業においては景気低迷や公共投資の削減等で、経営環境は依然として厳しい状況が続いている。大企業の工場閉鎖等で雇用情勢が深刻化するなど、先行き不透明な状況にある。

このような中、中央会では組合支援に加え、様々な新規事業に取り組み、県内中小企業が活力を取り戻すための多面的な支援を実施してきた。異分野の組合や企業の連携を促進して、新製品や新サービスの開発を目指す『異分野連携促進事業』や、フェイスブックを活用し地域振興を図る『SNS活用地域商店街活性化促進事業』等を実施した。本年度も組合支援の専門機関として、地域産業活性化のために、『組合 紋 ルネッサンス』のスローガンの下、事業に取り組んでいきたい。」と述べた。

続いて、伊藤祐一郎鹿児島県知事（丹下副知事代読）、森博幸鹿児島市長から来賓祝辞が寄せられ、その後、県知事表彰、叙勲・褒章受章者への記念品の贈呈、中央会会長表彰が行われた。

この後、柳副会長を議長に議案審議に入り、平成23年度事業報告及び決算関係書類、平成24年度の重点目標を含む事業計画及び収支予算案などが提出され、原案どおり承認可決された。

〔平成24年度 重点目標〕

1. 組合等の組織化促進と事業活性化による経営効率化・合理化の促進
2. 組合間連携の一層の推進による新規事業創出、経営革新、創業・起業等の支援強化
3. IT活用による組合・中小企業の情報発信の強力な支援



続いて、任期満了に伴う役員改選が行われ、新会長に小正芳史氏（鹿児島総合卸商業団地（協）理事長）が選出され、続いて開催された理事会において、副会長に柳正保氏（鹿児島印刷工業団地（協）理事長）、秋元耕一郎氏（（一社）鹿児島県L Pガス協会会长）及び下園廣一氏（南九州産業団地（協）理事長）の3氏が選出された。



小正芳史新会長



柳正保副会長（再任）



秋元耕一郎副会長（新任）



下園廣一副会長（新任）

《新役員一覧》

(敬称略)

役職	氏名	所属団体名	団体役職
会長	小正芳史	鹿児島総合卸商業団地（協）	理事長
副会長	柳正保	鹿児島印刷工業団地（協）	理事長
副会長	秋元耕一郎	（一社）鹿児島県L Pガス協会	会長
副会長	下園廣一	南九州産業団地（協）	理事長
専務理事	沖田健一	鹿児島県中小企業団体中央会	員外
常任理事	有村興一	鹿児島県蒲鉾（協）	理事長
常任理事	岩重昌勝	鹿児島県印刷（工）	理事長
常任理事	西郷隆文	鹿児島県陶業（協）	理事長
常任理事	下堂菌豊	鹿児島県茶商業（協）	理事長
常任理事	西川明寛	西川グループ事業（協）	理事長
常任理事	羽仁正次郎	鹿児島自動車工業（協）	理事長
常任理事	濱田雄一郎	西薩事業（協）	理事長



役職	氏名	所属団体名	団体役職
理事	青木英一郎	鹿児島県管工事業(協連)	会長
理事	井立田眞里子	鹿児島県中小企業団体中央会女性部会	会長
理事	稻葉直寿	鹿児島相互信用金庫	理事長
理事	大茂健二郎	鹿児島中国経済交流(協)	理事長
理事	桜井健一郎	鹿児島県中小企業団体中央会青年部会	会長
理事	上村基宏	(株)鹿児島銀行	代表取締役頭取
理事	河井達志	鹿児島県商店街(振連)	理事長
理事	川畑俊彦	鹿児島建設業(協)	理事長
理事	川原健一	大口酒造(株)	代表取締役
理事	北蘭幸二	鹿児島県中古自動車販売(商工)	理事長
理事	久保純一	鹿児島県川辺仏壇(協)	理事長
理事	窪田茂	本場大島紬織物(協)	理事長
理事	江夏洋	鹿児島県生コンクリート(工)	理事長
理事	後藤孝行	鹿児島信用金庫	理事長
理事	佐々木幸久	肝属木材事業(協)	理事長
理事	里村定夫	鹿児島共同配車センター事業(協)	理事長
理事	下津春美	(協)鹿児島ウッディホームビルダー協会	理事長
理事	武田敏郎	鹿児島県建築設計監理事業(協)	理事長
理事	坪久田正明	鹿児島県石油(商)	理事長
理事	坪水徳郎	鹿児島県味噌醤油工業(協)	理事長
理事	寺田実三	鹿児島電気工事業(協)	理事長
理事	西田輝樹	鹿児島興業信用組合	理事長
理事	本坊治國	鹿児島県澱粉(協連)	理事長
理事	本坊松美	宝星殖産(協)	理事長
理事	前田正人	鹿児島県建築業(協)	理事長
理事	増田勇	鹿児島県疊(工)	理事長
理事	俣野公宏	中央地区商店街(振連)	理事長
理事	松崎秀雄	鹿児島軽量コンクリートブロック(協業)	理事長
理事	水溜政典	鹿児島県漬物商工業(協)	理事長
理事	森俊英	(株)南日本銀行	代表取締役頭取
理事	安忠雄	奄美信用組合	理事長
監事	内木場盛	(協業)薩南浄水管理センター	理事長
監事	尾堂友紀	鹿児島県積ブロック(工)	理事長
監事	山崎洋	鹿児島県防水工事業(協)	理事長

※なお、前名誉会長の玉利半三氏が顧問に、前会長の岩田泰一氏が名誉会長に、前副会長の肥後勝司氏が相談役にそれぞれ就任しました。

受賞を心よりお慶び申し上げます

(順不同・敬称略)

中央会会长表彰

●優良組合（6組合）

組合名	理事長名
鹿児島建築工事(協)	萩原和博
(協)鹿児島県化製協議会	徳永好彦
鹿児島県陶業(協)	西郷隆文
鹿児島県運動具小売商(協)	丸山修
鹿児島電気通信工事業(協)	江口清隆
川薩地区生コンクリート(協)	橋口享児



優良組合

●優良組合青年部（1組合青年部）

所属組合青年部名	部会長名
(一社)鹿児島県冷凍空調工業保安協会青年部会	畠添和也



優良組合青年部

●組合功労者（19名）

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
森口清水	鹿児島県板金塗装工業(協)	理事長	中間正次	鹿児島県自動車車体整備(協)	専務理事
新川照男	鹿児島県遊技業(協)	顧問	有村住美	鹿児島共同配車センター事業(協)	理事
福谷俊哉	南隅建設業(協)	理事長	中村純一	鹿児島県建築設計監理事業(協)	理事
並松省三	鹿児島機械金属工業団地(協)	理事	市坪孝志	鹿児島県橋梁構造物塗装(協)	理事長
荒瀬逸朗	錦江建設機材工業(協)	理事長	長谷正昭	鹿児島県橋梁構造物塗装(協)	理事
萩原敏幸	鹿児島県測量設計コンサルタント(協)	理事	百枝敏郎	朝日白崎新川通り会(協)	専務理事
岩満周三郎	鹿児島県測量設計コンサルタント(協)	理事	川原史郎	鹿児島県陶業(協)	副理事長
川上重典	鹿児島県測量設計コンサルタント(協)	理事	西小野秋穂	根占地区自動車整備(協業)	理事
有村藤一	鹿児島県自動車車体整備(協)	理事	笛山雄司	鹿児島県印刷(工)	理事
永井守	鹿児島県自動車車体整備(協)	理事			



●組合優秀事務局専従者（14名）

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
宮下忠弘	鹿児島市管工事(協)	工務技術部長	東京子	(協)特産品フレッシュ宮之城	事務局職員
園畠知	出水建設業(協)	事務局長	植村裕樹	甑島建設業(協)	事務局長
門村ヒロ子	南隅建設業(協)	事務局長	稻田るみ子	とくのしまガス(協業)	販売主任者
尾寄孝夫	川内建設業(協)	事務局長	西溜みどり	(協業)姶良中央車検センター	事務局職員
鮫島哲郎	奄美大島エルピーガス(協)	事務局長	福納詩織	鹿児島県電気工事業(工)	事務局職員
福岡亘	大隅碎石(協)	事務局長	新屋敷芳子	中町コア・モール商店街(振)	事務局職員
中野かすえ	鹿児島共同配車センター事業(協)	事務局職員	吉内くみ子	太平橋通り商店街(振)	事務局職員



組合功労者



組合優秀事務局専従者

●永年勤続従業員（63名）



永年勤続従業員

鹿児島県知事表彰

●組合功労者（2名）

氏名	役職
永徳悦子	赤帽鹿児島県軽自動車運送(協) 理事長
久保純一	鹿児島県川辺仏壇(協) 理事長



鹿児島県知事表彰受賞者

叙勲・褒章受章者への記念品贈呈

●叙勲8名 ●褒章4名

勲章	受章日	種別	氏名	役職
叙勲	平成23年春	旭日小綬章	菊池和則	鹿児島共同配車センター事業(協) 前理事長
叙勲	平成23年春	旭日双光章	桐原正吾	鹿児島県味噌醤油工業(協) 前理事長
叙勲	平成23年春	旭日单光章	森睦男	鹿児島県茶商業(協) 前理事長
叙勲	平成23年秋	旭日小綬章	四元貢	鹿児島県歯科医師(協) 前理事長
叙勲	平成23年秋	旭日小綬章	米盛學	鹿児島県医師(協) 前理事長
叙勲	平成23年秋	旭日双光章	有村興一	鹿児島県蒲鉾(協) 理事長
叙勲	平成23年秋	旭日双光章	木山裕繼	鹿児島県建設業(協連) 副会長
叙勲	平成23年秋	旭日双光章	肥後辰彦	鹿児島県食肉事業(協連) 会長
褒章	平成23年春	黄綬褒章	有村則男	鹿児島県自動車車体整備(協) 理事長
褒章	平成23年春	黄綬褒章	田島賢一	宮之城建設業(協) 副理事長
褒章	平成23年春	黄綬褒章	前屋敷俊光	鹿児島県建築業(協) 元専務理事
褒章	平成23年秋	黄綬褒章	福田光一	鹿児島県測量設計コンサルタント(協) 前理事



叙勲・褒章受章者



●『中央会青年部会総会』開催 柚井健一郎氏が新会長に就任

中央会青年部会の第37回通常総会が5月17日（木）、鹿児島市のホテルパレスイン鹿児島で開催された。宮武副会長を議長に議案審議を行い、平成23年度事業報告及び決算関係書類、平成24年度事業計画及び収支予算案等について、満場一致で原案どおり承認可決された。

続いて、任期満了に伴う役員改選が行われ、新会長に柚井健一郎氏（鹿児島市中央卸売市場青果食品（協）青年部）が、副会長には奥太志氏（鹿児島県自動車車体整備（協）青年部会）、宮武秀一氏（鹿児島県印刷（工）青年部黎明さま）及び米澤博文氏（（一社）鹿児島県LPGガス協会青年委員会）の3氏が選出された。

《主な事業》

- ・青年部講習会、青年部研究会、かごんまわっせかフェスタ‘12
- ・中小企業団体全国大会（宮崎）及び青年部の集い参加
- ・ボランティア事業、ボウリング大会、ソフトボール大会、ゴルフ大会等

《新役員一覧》

(順不同・敬称略)

役職	所属青年部	氏名
会長	鹿児島市中央卸売市場青果食品（協）青年部	柚井 健一郎
副会長	鹿児島県自動車車体整備（協）青年部会	奥 太志
〃	鹿児島県印刷（工）青年部黎明さま	宮 武 秀一
〃	（一社）鹿児島県LPGガス協会青年委員会	米澤 博文
理事	鹿児島県環境整備事業（協）青年部会	徳永 博光
〃	南日本新聞南伸会	山口 博司
〃	鹿児島県畠（工）青年部	宮 伸一郎
〃	鹿児島県建設業青年部会	有川 裕幸
〃	奄美大島自動車整備工業（協）青年部	大川内 克治
〃	鹿児島電気工事業（協）青年部会	安楽 健一郎
監事	鹿児島機械金属工業団地（協）青年部会	菊川 陽一郎
〃	鹿児島県川辺仏壇（協）青年部会	木原 史裕

●『中央会女性部会総会』開催 平成24年度の事業計画を承認

中央会女性部会の第33回通常総会が5月14日（月）、鹿児島市のホテルレクストン鹿児島で開催された。井立田会長を議長に議案審議を行い、平成23年度事業報告及び決算関係書類、平成24年度事業計画及び収支予算案等について、満場一致で原案どおり承認可決された。

《主な事業》

- ・レディース交流会、女性キャリアアップセミナー
- ・全国レディース中央会全国フォーラム（福島）及び中小企業団体全国大会（宮崎）参加等

鹿児島県内の業界情報

(平成 24 年 4 月情報連絡員報告)

製造業

味噌醤油製造業

味噌の原料となる大豆の価格が、国内産・外国産を問わず高値で取引されている。それぞれ背景は違うものともに需給が逼迫しつつあり、今後の市場の動向を注視する必要がある。期待よりも不安が大きい新年度の始まりとなった。

酒類製造業

(平成 24 年 3 月分データ。単位 kℓ・%)			
区分	H23. 3	H24. 3	前年同月比
製成数量	13, 289. 9	11, 237. 6	84. 6
移出 数量	県内課税 5, 480. 8	5, 450. 1	99. 4
	県外課税 6, 594. 9	7, 223. 3	109. 5
	県外未納税 3, 600. 5	3, 938. 5	109. 4
在庫数量	250, 449. 8	225, 132. 8	89. 9

漬物製造業

単価の安いものしか動かない。

蒲鉾製造業

春休み、入学、就職シーズンで売れる月だが、前年同月同様の売上となった。昨年は 3 月開通の新幹線効果で伸び、今年も昨年と同様の観光客があったと思われる。売上げを地域別でみると分散化している。特に空港売店の売上げの減少で、中央駅・市内の売上げの伸びがあった。原材料はやはり値上げで、スリミ 1 kg 当たり 20 円～30 円の値上げであった。

鰹節製造業

原料の入荷が多くなりだしてきた。不良在庫も少なくなり、昨年の同時期からすると少しは良い状況である。生産の状態も安定してきている。

菓子製造業

4 月は様々なお祝いの時期もあり、地方を中心に戸上りは若干伸びたが、鹿児島市内はまとまつた注文等もなく厳しい。新幹線の好影響も駅周辺に限られているようである。

大島紬織物製造業

組合の主たる業務である製品検査数量が、前年比で 105% となった。

本場大島紬織物製造業

4 月の検査反数は 610 反で、前年対比プラス 19 反の 103. 2% であった。

木材・木製品製造業

製材製品、原木丸太価格共に下落を続け、前年同月単価比較でも全てが下落している。売り方、買い方共に「こう安値では仕事がし辛い」との嘆きが聞こえてくる現状である。連休が明ければ、木材業界にとって気の抜けない梅雨が到来する。先々の読めない日々はいつ晴れるのか不安である。

木材・木製品製造業

5 月もあまり芳しい声は聞かない。2 月頃から動きが見えないという声があちこちで聞こえる。全国の新設住宅着工数は前年度に比べて 2.7% と増加してはいるが、持ち家の分野では逆に減少気味である。肝心の木造については微増であり、低位横ばい状態が続いている。鹿児島市においては、24 年度は住宅リフォーム支援事業が始まる。これがカンフル剤となって一定の需要が見込めることも予想され、情報の収集は怠りなくしたいと考えている。

生コンクリート製造業

出荷量は対前年比 95. 8% の 107, 083 立米で、特に減少した地域は、加世田、出水、姶良伊佐、垂水桜島、大隅、奄美大島、喜界島。特に増加した地域は、指宿、串木野、南隅、屋久島、奄美南部、沖永良部であった。官公需は対前年比 105. 0% の 54, 712 立米で、民需は対前年比 87. 9% の 52, 371 立米であった。官公需については前年度補正予算分等の影響があると考えられるが、民需については一段落の感がある。

コンクリート製品製造業

4 月度の出荷トン数は 5, 766 トンで前年度同月比 88. 2% となった。出荷量は、大隅地区を除く全地区にて減少した。4 月度の受注は、前年度同月比 40% ダウンしており、今後の影響は大きいと思われる。

仏壇製造業

海外産輸入仏壇内訳（主たる輸入国：中国、ベトナム、タイ等）は、平成 24 年 1 月 33, 631 本、2 月 12, 072 本、3 月 25, 593 本。平成 24 年累計 71, 296 本。

印刷業

新年度が始まって 1 ヶ月、業界をとりまく環境は依然として厳しいが、ドイツのデュッセルドルフで「ドゥルッペ」という印刷業界で最大規模のイベントが開催されている。これは 4 年に 1 回催される国際総合印刷機械展である。



非 製 造 業

卸売業

天文館地区と卸団地地区を結ぶ「宇宿」地区への大型商業施設の進出が間近となり、海岸バイパス道路の計画・予算化を望む声が再び高まっている。恒常的な交通渋滞は、物流拠点としての機能低下を招きかねないとしている。景況はやや改善した。

中古自動車販売業

4月に入り、3月程の勢いはなくなり、若干落ち込んだようである。今後が懸念される。

青果小売業

対前月比 87.5%、対前年同月比 106.2%であった。

農業機械小売業

早期が終わり普通作にいよいよ入る時期である。以前にも記したが、22年度まで減少してきた農作業中に起る死亡事故が23年度は増加に転じた。その為、この春から農水省の後押しにより安全を訴えるステッカーが配布され、業界をあげて申し合わせのキャンペーンを行っている。又、新入社員を大幅に採用し、現在研修を行っている企業が多く活気がある。

石油販売業

原油価格は、中東情勢の緊迫化に変化はなく先行き不透明を呈しており、高止まり状態にある。一方、消費者の節約志向の高まりで、売上げは減少傾向を続けていた。その為、競争は激化する一方で採算は厳しさを増している。

鮮魚小売業

3月の冷凍食品売れ筋品目ランキングは、ギョーザ・若鶏のから揚げ・チャーハン等が上位で中位に海老フライ・白身魚のタルタルソースフライ等が売れている。魚を捌ける人は少なくなったが、少しでも魚料理が食卓を飾ればよいと思う。

商店街（霧島市）

4月の売上高は前年比で減少した。国分市街地において3月を以て廃業という店舗は、今までに無い最も多い数だったが、反面4月に入ってから飲食店の新規オープンの数が目立つようと思われる。小売店が減り、飲食店が増加傾向にある。

商店街（薩摩川内市）

全体的に買い控えしている。原発の影響も多々有るとの声も良く聞く。

商店街（鹿児島市）

4月は、中旬にかごしま春祭り、春の天文館フェスタがあり、多くの人で賑わい恩恵を被ったのは飲食関係であった。また、4月に入ってすぐ初夏を思わせる天候、後半はGW間近ということもあり、アパレル関係も夏物衣料が好調であった。

商店街（鹿屋市）

空店舗が減少し、活気が出てきた。

サービス業（旅館業／県内）

東日本大震災の影響が出た前年と比べると、九州新幹線全線開業効果の継続もあり、好調に推移している。ゴールデンウィークの予約等も概ね好調であるが、日によって極端に予約が集中しており、従来よりも少人数の個人客が主流になっているように思われる。

美容業

不景気による客数減少が著しい。美容学校も入校希望者が減少しており、先が見えない。

旅行業

昨年は東日本大震災の影響で大きく目減りしたが、今年は新幹線全線開業で九州管内の旅行が大きく増加し、前年比 122%となった。しかし、一昨年の実績(87.4%)には届いていない。東京・大阪方面の企業の出張も増加した。

建設設計業

現在の本県の状況は、国費が東日本大震災関連事業に流れ、非常に厳しい状況と聞いている。社会資本整備交付金の内示が現在約 50%と国費が留保されており、しかも箇所付けできていることである。なお、今年度の景気対策関連交付金等についても現在のところ不明であり、本年度も依然として厳しい状況が想定される。

自動車分解整備・車体整備業

4月は、前年と比べ大きな変化はなかった。税制改正に伴い、5月からは車検時の自動車重量税が変更される。車齢の経過年数により変化する為、注意が必要である。

電気工事業

4月に入り、着工現場が少なく、人員がだぶついている状態である。太陽光発電は、継続して好調である。

内装工事業

4月のラベル売上数は、カーテンラベル対前年同月比 55.3%で大幅に減少、壁装ラベル対前年同月比 97.3%で減少、じゅうたん等ラベルのみ対前年同月比 113.4%で僅かに増加した。平成 24 年度もやや不安が残るスタートとなり、早めの景気回復を願うばかりである。

建設業（鹿児島市）

組合員の殆どが公共事業に依存している中、年々事業量の減少と利益率がここ 2~3 年前から極端に低下し、経営の維持に最大限に努力しているところである。しかし、厳しい建設業界にあっても災害時の緊急出勤や各種の社会貢献活動を行い地域住民から頼りにされているのが現状である。

建設業（曾於市）

公共事業の減少などで、依然として厳しい状況である。

貨物自動車運送業

春の全国交通安全運動を実施し、各運送業者はドライバーの過労運転防止、過積載運行の防止など安全確保について周知徹底を図った。

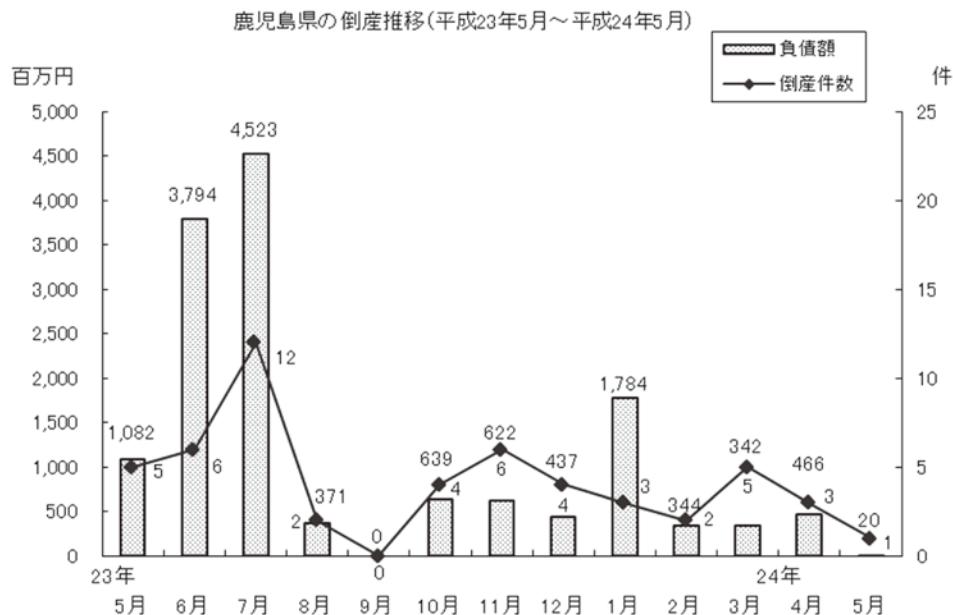
運輸業（個人タクシー）

昨年同期と比較すると殆んど変わらない状況であり、今後も変わらないと思われる。

平成 24 年 5 月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額 1,000 万円以上・法的整理のみ)
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数 1 件 負債総額 2,000 万円
 [件数] 前年同月比 4 件減 [負債総額] 前年同月比 98.2% 減



【概要】

2012 年 5 月の鹿児島県内の企業倒産（負債額 1000 万円以上・法的整理）は、件数で 1 件（前月比 66.7% 減、2 件減、前年同月比 80.0% 減、4 件減）、負債総額は 2000 万円（前月比 95.7% 減、4 億 4600 万円減、前年同月比 98.2% 減、10 億 6200 万円減）となった。

【各要因別】

- ・業種別では、卸売業 1 件
- ・主因別では、販売不振 1 件
- ・資本金では、100 万円～1000 万円未満 1 件
- ・負債額では、1000 万円～5000 万円未満 1 件
- ・地域別では、南薩地区 1 件

【ポイント】

5 月度としての倒産件数は、前月比 2 件減の 1 件であった。2012 年に入ってからの動きをみても、2011 年（1 月～5 月）13 件、負債額 38 億 32 百万円。2012 年（1 月～5 月）14 件、負債額 29 億 56 百万円と倒産の小型化を示した。地区別で見ると南薩地区は 2011 年 7 月以来となる。



【今後の見通し】

5月発表の内閣府月例経済報告によると、景気の基調判断を「依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある」と9カ月ぶりに上方修正した。エコカー補助金の復活により自動車販売がけん引する形で、個人消費の判断を「底堅く推移している」から「緩やかに増加している」へと2カ月ぶりに引き上げたもの。下振れリスクとしては欧州危機の先行きについて依然として不確定要素があり、資本市場に与える影響は注視しているとしている。

鹿児島県内の景況としては、生産活動は低調に推移し、全体としては厳しい状況が続いている。

観光は九州新幹線全線開業効果が継続しており、鹿児島県内の主要ホテル・旅館の4月の宿泊客は前年同月比25%の伸びを示し依然として好調。電子部品関連は自動車向けが堅調であるが、家電関連の需要低迷や海外との競争も激化し低調に推移。

建設業においては、公共工事請負金額は減少したが、民間工事、新規住宅着工戸数は前年を上回る水準を示した。消費関連については衣料品、食料品については前年を下回り、エコカー補助金の恩恵を受けての新車販売は堅調に推移し、全体としては横ばいとなっている。

畜産は子牛導入意欲の高まりもあって、子牛価格は高水準を示しているが、牛肉・豚肉・プロイラー・鶏卵も供給過剰から前年を下回っている。

今後については、中小企業金融円滑化法の再延長による政策効果は依然として継続している状況にある。「出口戦略」を描ける企業は限定されており、現状でも法的申請を行えず任意整理の方向に進む企業は潜在化傾向を強めている。県下においては観光業界に牽引され経済波及効果などに期待を繋いでいるとも言えるが、業種によっては低調推移となっている様相もあることから、今後の倒産件数の動向については引き続き注視していく必要がある。

平成24年5月企業倒産状況（法的整理のみ）

企業名	所在地	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	態様
S(株)	指宿市	生鮮魚介卸売業	20	1,000	破産
1件 2,000万円					

中央会関連主要行事予定

平成24年7月	
21日(土) 9:00	中央会青年部会ソフトボール大会 鹿児島市「鹿児島ふれあいスポーツランド」
平成24年8月	
17日(金) 14:00	レディース交流会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
平成24年9月	
9日(日) 11:00	かごんまわっせかフェスタ '12 鹿児島市「天神おつきや商店街 ぴらもーる」
平成24年10月	
20日(土) 11:00 ～ 21日(日) 17:00	中小企業組合展示会 鹿児島市「鹿児島中央駅アミュ広場」

第64回中小企業団体全国大会 in 宮崎

スローガン「組合 絆 ルネサンス 日本は一つ」

日時：平成24年10月25日（木）14時10分～

場所：宮崎市「フェニックス・シーガイア・リゾート」

（特別企画）泉谷しげるトークライブ

～被災地復興へ魂を込めて～

※本年度は全国大会が九州で開催されるため、

九州大会は開催されません。

取引先の突然の倒産。
そんなときあなたを守る安心の共済です。

経営セーフティ共済の ご紹介

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止
共済制度の愛称です。

「経営セーフティ共済」は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者が倒産する事態（連鎖倒産）又は、倒産に至らないまでも著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、毎月一定金額を掛け、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合には、掛金総額の10倍の範囲内で、回収不能額を上限に、共済金の貸付けを受けることができる共済制度です。

- ◆最高8,000万円の共済金貸付が受けられます。
- ◆共済金貸付は無担保・無保証人・無利子です。
- ◆税法上の特典も有ります。
- ◆一時貸付金制度もご利用できます。

お申し込みは
鹿児島県中小企業団体中央会 総務企画課まで
TEL 099-222-9258

中小企業かごしま (平成24年度 活性化情報第1号)

平成24年6月11日発行

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 小正芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

印刷所 株式会社イースト朝日